

募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「医療保険 EVER Prime」「医療保険 レディース EVER Prime」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「医療保険 EVER Prime」「医療保険 レディース EVER Prime」はアフラックを引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 三菱UFJ銀行は「医療保険 EVER Prime」「医療保険 レディース EVER Prime」の引受保険会社であるアフラックの支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先や三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

- ◇お申し込みの際には、この「契約概要・注意喚起情報 兼 商品パンフレット」を必ずご確認ください。
- ◇「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読いただきますよう、お願いいたします。
- ◇「契約概要・注意喚起情報 兼 商品パンフレット」は大切に保管してください。
- ◇「契約概要・注意喚起情報 兼 商品パンフレット」にない特約の付加をご検討される場合は、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。
- ◇具体的な保険料は「保険料表」または「設計書」をご確認いただくか、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

くわしくは、三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)に、ご相談ください。

保険販売資格をもつ募集人について

三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)はお客さまとアフラックの保険契約の締結の媒介を行う者で、保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

お客さまからの相談・照会・苦情等のご連絡先

◇保険に関する相談・照会・苦情等がありましたら、以下の窓口でお受けします。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

アフラックコールセンター 0120-555-027
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

(お問い合わせ、お申し込みは)

募集代理店

 **MUFG** 株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター【保険】

0120-860-777

月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3 等を除く)

<https://www.bk.mufig.jp>

◎この「契約概要・注意喚起情報 兼 商品パンフレット」にある保障内容等は2022年4月1日現在のものです。
◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

(商品詳細、ご契約内容等に関するお問い合わせは)
引受保険会社 保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。

 **アフラック**
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>



No.B21A215 22.04(新)

AF提金ツ-2021-0099 1月26日

2022年4月現在 (No.05528)



 はお客さまに特に
ご確認いただきたい
項目です。

2022年4月

契約概要・注意喚起情報 兼 商品パンフレット

- ◇ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
この「契約概要・注意喚起情報 兼 商品パンフレット」の他、ご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」にも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ◇ご契約に際しては、保険契約者さま(保険契約を結ばれる方)および被保険者さま(お支払いの対象となる方)ともにご本人さまが内容をご確認のうえ、お申し込みください。

保障が充実。
なのに、ムダがない医療保険。



「医療保険 EVER Prime」「医療保険 レディース EVER Prime」は
アフラックを引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本保証はありません。

募集代理店

引受保険会社

 **MUFG** 三菱UFJ銀行

 **アフラック**

この保険の引受保険会社はアフラックです。
株式会社三菱UFJ銀行はアフラックの募集代理店です。

アフラックの医療保険なら、治療費も治療費以外の負担にも、幅広く備えられます!

病気やケガには基本の保障で備え、さらに三大疾病、介護状態、働けなくなった場合等にも備えられる医療保険です。



特長

1

日帰り入院*1を含む10日未満の入院でも一律10日分の入院給付金をお支払いします

*1 日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日が同一の入院をいい、入院基本料の支払いの有無等により判断します。
※一定期間内に再入院した場合の入院給付金のお支払いについては [Q&A P.45](#) をご確認ください。

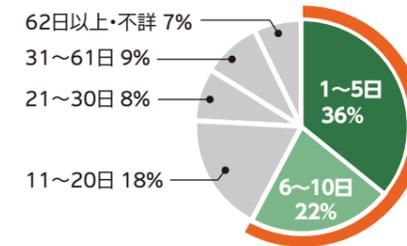
入院前後の通院はもちろん、外来手術・放射線治療前後の通院も保障します

(＜通院特約[2020]＞を付加した場合)
※入院・外来手術・放射線治療前60日から、退院・外来手術・放射線治療後120日の間で30日までを対象期間とします。

短期入院・通院への備えが大切です!

入院は短期化の傾向にあり、約半数は10日以内です。また、入院前後に通院する人の割合は8割を超えています。

■入院日数の割合*2



■入院前、退院後に通院する人の割合*3



*2 厚生労働省「平成29年 患者調査」をもとにアフラック作成 ※入院した日を入院1日目として計算
*3 厚生労働省「平成20、23、26、29年 患者調査」をもとにアフラック作成 ※通院には在宅医療(往診)を含む ※割合を求めた総数から「他の病院・診療所へ入院」の数を除いて表示

特長

2

特約を付加することで三大疾病の保障を手厚くすることができます

(＜三大疾病無制限入院特約[2020]＞＜三大疾病一時金特約[2020]＞＜三大疾病保険料払込免除特約[2020]＞を付加した場合)
※三大疾病とは、がん(悪性新生物)、心疾患、脳血管疾患をいいます。

女性の方専用

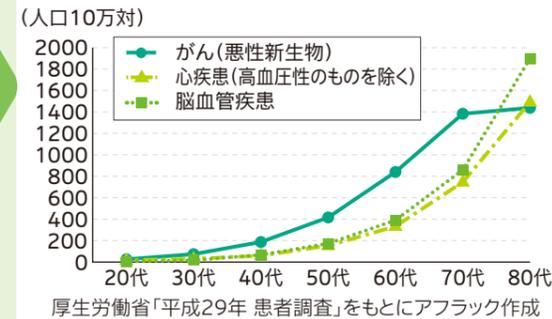
「医療保険 レディース EVER Prime」は、女性特定疾病等に手厚く備えることができます

「医療保険 レディース EVER Prime」について詳しくは、P.05～06をご確認ください。

三大疾病・女性特定疾病等への備えも大切です!

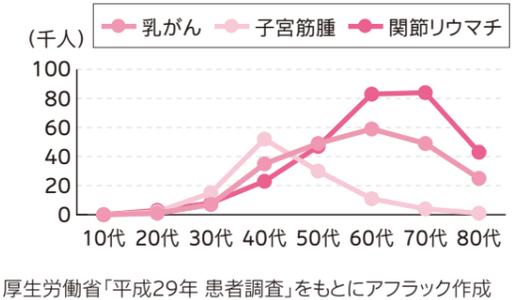
三大疾病のリスクは40代以降高まります。

■三大疾病の受療率



乳がん・子宮筋腫は30代、関節リウマチは50代から、病気になるリスクが高まります。

■乳がん、子宮筋腫、関節リウマチ等、女性特定疾病のリスク(女性患者数の年代別人数)



特長

3

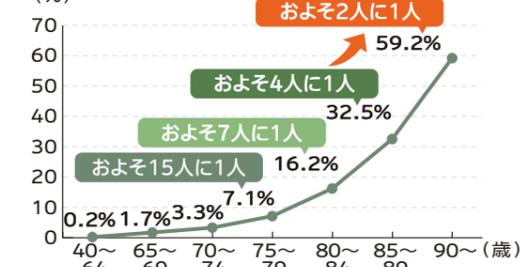
特約を付加することで病気やケガの基本の保障以外に、介護状態や働けなくなった場合にも備えることができます

(＜介護一時金特約＞＜認知症介護一時金特約＞＜就労所得保障一時金特約＞＜精神疾患保障一時金特約＞を付加した場合)

介護状態や働けなくなった場合への備えも大切です!

年齢とともに介護のリスクは高まります。

■公的介護保険の介護サービスの認定者数の人口に占める割合(年齢階級別)(%)



厚生労働省「令和元年 人口動態統計」および厚生労働省「介護給付費等実態統計月報(令和元年12月審査分)」をもとにアフラック作成

休職期間中も、日々の生活費の負担は続きます。

■休職期間と生活費の平均値



※障害が残った場合等、休職期間はさらに長引く場合があります。
※公的保障(傷病手当金や障害年金等)を受けられる場合があります。
*4 令和2年度 全国健康保険協会「現金給付受給者状況調査報告」の傷病手当金の平均支給期間より
*5 総務省統計局「2020年家計調査(家計収支編)調査結果」(<https://www.stat.go.jp/data/kakei/2.html>)



病気やケガの基本の保障に加え、 特約・特則のラインナップが充実しています。

保障内容 「医療保険 EVER Prime」入院給付金支払限度：60日型(120日型もあります) 外来手術増額特則*1:あり
 保険期間：終身(<総合先進医療特約>は10年、<就労所得保障一時金特約><精神疾患保障一時金特約>は60歳・65歳・70歳満期)
 入院給付金日額は、5,000円(満40歳以上の方は3,000円)から20,000円の範囲で1,000円単位でお選びいただけます。

- 保障が始まる日(責任開始期)以後に「発病した病気」「発生した不慮の事故によるケガ」がお支払いの対象となります。
- <三大疾病一時金特約><三大疾病保険料払込免除特約>の**がん(悪性新生物)**の保障開始には、3カ月の待ち期間(保障されない期間)があります。
- <就労所得保障一時金特約>の「就労困難状態A」とは、被保険者が病気またはケガにより、「入院」または「所定の在宅療養(所定の障害状態を含む)」のいずれかに該当した状態をいいます。
- 支払事由の詳細、給付金等をお支払いできない場合、ご契約のお引き受けの限度や条件、先進医療等、くわしくは、**契約概要 P.11~32** **注意喚起情報 P.33~42**の他「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 死亡保険金・高度障害保険金はありません。
- 具体的な保険料は「保険料表」または「設計書」をご確認いただくか、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

		入院給付金日額10,000円コース		入院給付金日額5,000円コース		
医療保険 EVER Prime	主契約 医療保険(無解約払戻金2020)	入院 病気・ケガの治療を目的として入院したとき 1回の入院給付金支払限度60日型は60日まで(120日型は120日まで)	10日以内の場合 一律10日分 10万円 11日以上の場合 1日につき 10,000円	10日以内の場合 一律10日分 5万円 11日以上の場合 1日につき 5,000円	一生 涯 保 障	
	手術 特定手術や外来・入院による手術を受けたとき	一連の手術*1については 14日間に1回を限度 回数無制限	手術給付金 特定手術 (がん(悪性新生物)に対する開頭・ 開胸・開腹手術や心臓への開胸術等)	1回につき 40万円		1回につき 20万円
	放射線治療 病気・ケガの治療を目的として放射線治療を受けたとき	60日に1回を限度 回数無制限	外来手術・入院手術 (特定手術を除く)	1回につき 10万円		1回につき 5万円
通院特約 (2020)	通院 入院・手術・放射線治療の前後に、 病気・ケガの治療を目的とする通院をしたとき	入院・外来手術・放射線治療前 60日から、 退院・外来手術・放射線治療後 120日の間で30日まで	疾病通院給付金 災害通院給付金	1日につき 10,000円 (通院給付金日額10,000円の場合)	1日につき 5,000円 (通院給付金日額5,000円の場合)	
特約 (2020)	長期入院 三大疾病の治療を目的として 疾病・災害入院給付金の支払限度日数を超える入院をしたとき	日数無制限	三大疾病無制限入院給付金	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円	
入院一時金特約 (2020)	入院一時金 疾病・災害入院給付金が支払われる入院をしたとき	回数無制限*3	入院一時金	1回につき 10万円 (特約給付金額10万円の場合)	1回につき 5万円 (特約給付金額5万円の場合)	
三大疾病一時金特約 (2020)	三大疾病一時金 次のいずれかで所定の状態になったとき ①がん(悪性新生物) ②急性心筋梗塞・脳卒中 ③心疾患・脳血管疾患(②を除く)	1年に1回を限度 回数無制限	三大疾病一時金	1回につき 100万円 (特約給付金額100万円の場合)	1回につき 50万円 (特約給付金額50万円の場合)	
特定生活習慣病特約 (2020)	生活習慣病 特定の生活習慣病(肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全、 糖尿病の合併症)の入院・手術等を受けたとき	第1回:1回限り 第2回以降第5回まで:最大4回	特定生活習慣病保障給付金	第1回 100万円*2 第2回以降 第5回まで 50万円 (特約給付金額100万円の場合)	第1回 50万円*2 第2回以降 第5回まで 25万円 (特約給付金額50万円の場合)	
介護一時金特約 (2020)	介護一時金 次のいずれかに該当した場合 ①要介護2以上と認定されたとき ②所定の要介護状態が180日以上継続したとき ③認知症による要介護状態が90日以上継続したとき		介護一時金	1回限り 100万円 (特約給付金額100万円の場合)	1回限り 50万円 (特約給付金額50万円の場合)	
認知症介護一時金特約 (2020)	認知症介護一時金 認知症による要介護状態が90日以上継続したとき		認知症介護一時金	1回限り 100万円 (特約給付金額100万円の場合)	1回限り 50万円 (特約給付金額50万円の場合)	
総合先進医療特約 (2012)	先進医療 病気・ケガで先進医療を受けたとき		先進医療給付金	1回につき 先進医療にかかる技術料のうち、 自己負担した金額と同額	通算2,000万円まで 自動更新*4 10年満期	
就労所得保障一時金特約 (2020)	就労所得保障一時金 就労困難状態A*6に該当し、その状態が60日継続したとき		就労所得保障一時金	1回限り 100万円 (特約給付金額100万円の場合)	1回限り 50万円 (特約給付金額50万円の場合)	
精神疾患保障一時金特約 (2020)	精神疾患保障一時金 所定の精神疾患を原因として就労困難状態B*6に該当し、その状態が60日継続したとき		精神疾患保障一時金	1回限り 100万円 (特約給付金額100万円の場合)	1回限り 50万円 (特約給付金額50万円の場合)	



特約・特則

三大疾病保険料払込免除特約を付加すると
三大疾病で所定の状態になったときは以後の主契約および特約の保険料はいただきません。

三大疾病保険料払込免除特約 (2020)	保険料のお払い込みが免除になる場合 ●がん(悪性新生物)の場合 がんと診断確定されたとき ●急性心筋梗塞・脳卒中の場合 治療を目的として手術または入院をしたとき ●心疾患・脳血管疾患(急性心筋梗塞・脳卒中を除く)の場合 治療を目的として手術または継続10日以上入院をしたとき	以後の保険料は いただきません。 (保障は継続します)
--------------------------------	---	-----------------------------------

健康祝金特則*8を付加すると
健康祝金支払判定期間(契約日または健康祝金支払基準日から、その直後に到来する健康祝金支払基準日の前日までの間)中に所定の条件に該当したとき健康祝金をお受け取りいただけます。

健康祝金特則 (2020)	健康祝金	入院給付金日額10,000円コースの場合 3年ごとに 5万円	入院給付金日額5,000円コースの場合 3年ごとに 2.5万円	被保険者の年齢が90歳と なる年単位の契約当日まで お受け取りいただけます。
-------------------------	------	--------------------------------------	---------------------------------------	--

*1 外来手術増額特則および一連の手術については、「契約概要 03 給付金のお支払い等 [P.17]」をご確認ください。 *2 通院給付金日額および特約給付金の場合、それらの入院が1回の入院とみなされるときは、1回分のみお支払いします。 *4 自動更新により、保障を継続することができます。自動更新に
 出産等により就労困難状態Aに該当した場合はお支払いの対象とはなりません。 *6 就労困難状態Aおよび就労困難状態Bについては、「契約概要 03
 特約」と同時に申し込みいただく場合に限り付加できます。 *8 「健康祝金特則」を付加した場合、主契約の一部となるため、保険料払込期間は主契
 付金額は、所定の範囲内で設定いただけます。設定できる範囲について、くわしくは「契約概要 07 お引き受けの条件 [P.31~32]」をご確認ください。 *3 複数回入院
 について、くわしくは「契約概要 05 保険料の払込方法・特約の更新等について [P.26~28]」をご確認ください。 *5 <就労所得保障一時金特約>は、精神障害や妊娠・
 給付金のお支払い等 [P.20~21, 24], [Q&A] いろいろな疑問にお答えします。 [P.47]」をご確認ください。 *7 <精神疾患保障一時金特約>は、<就労所得保障一時金
 約と同一です。健康祝金のお支払いは最長で被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約当日までとなります。「健康祝金特則」の中途解約はできません。



病気やケガの基本の保障に加え、女性特定疾病等を手厚く保障します。

保障内容 「医療保険 レディース EVER Prime」入院給付金支払限度：60日型(120日型もあります) 外来手術増額特則*1:あり
 保険期間：終身 (<総合先進医療特約><女性特定手術特約>は10年、<就労所得保障一時金特約><精神疾患保障一時金特約>は60歳・65歳・70歳満期)
 入院給付金日額は、5,000円から20,000円の範囲で1,000円単位でお選びいただけます。

●保障が始まる日(責任開始期)以後に「発病した病気」「発生した不慮の事故によるケガ」がお支払いの対象となります。
 ●<三大疾病一時金特約><三大疾病保険料払込免除特約>の**がん(悪性新生物)**の保障開始、および<女性特定手術特約>の乳房に関する保障開始には、3ヵ月の待ち期間(保障されない期間)があります。
 ●<就労所得保障一時金特約>の「就労困難状態A」とは、被保険者が病気またはケガにより、「入院」または「所定の在宅療養(所定の障害状態を含む)」のいずれかに該当した状態をいいます。
 ●支払事由の詳細、給付金等をお支払いできない場合、ご契約のお引き受けの限度や条件、先進医療等、くわしくは、**契約概要 P.11~32** **注意喚起情報 P.33~42**の他「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
 ●死亡保険金・高度障害保険金はありませぬ。
 ●具体的な保険料は「保険料表」または「設計書」をご確認いただくか、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

医療保険 レディース EVER Prime	特約・特則	保障内容	条件・制限	入院給付金日額10,000円コース		入院給付金日額5,000円コース		一生 生涯 保障
				10日以内の場合 一律10日分	11日以上の場合 1日につき	10日以内の場合 一律10日分	11日以上の場合 1日につき	
【無解約戻金20,000円】 主契約 医療保険	【無解約戻金20,000円】 主契約 医療保険	入院	病気・ケガの治療を目的として入院したとき 1回の入院給付金支払限度60日型は60日まで(120日型は120日まで)	疾病入院給付金 災害入院給付金	10万円 10,000円	5万円 5,000円		一生 生涯 保障
		入院	女性特定疾病の治療を目的として入院したとき 1回の入院給付金支払限度60日型は60日まで(120日型は120日まで)	女性疾病入院給付金	1日につき	5,000円		
		手術	特定手術や外来・入院による手術を受けたとき 一連の手術*1については14日間に1回を限度回数無制限	手術給付金 特定手術 (がん(悪性新生物)に対する開頭・開胸・開腹手術や心臓への開胸術等) 外来手術・入院手術 (特定手術を除く)	1回につき 1回につき	40万円 10万円	20万円 5万円	
		放射線治療	病気・ケガの治療を目的として放射線治療を受けたとき 60日に1回を限度回数無制限	放射線治療給付金	1回につき	10万円	5万円	
	【20,000円】 通院特約	通院	入院・手術・放射線治療の前後に、 病気・ケガの治療を目的とする通院をしたとき 入院・外来手術・放射線治療前60日から、 退院・外来手術・放射線治療後120日の間で30日まで	疾病通院給付金 災害通院給付金	1日につき 10,000円 (通院給付金日額10,000円の場合)	1日につき 5,000円 (通院給付金日額5,000円の場合)		一生 生涯 保障
	【無制限】 三大疾病 長期入院	長期入院	三大疾病の治療を目的として 疾病・災害入院給付金の支払限度日数を超える入院をしたとき 日数無制限	三大疾病無制限入院給付金	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円		
	【20,000円】 入院一時金 特約	入院一時金	疾病・災害入院給付金が支払われる入院をしたとき 回数無制限*3	入院一時金	1回につき 10万円 (特約給付金額10万円の場合)	1回につき 5万円 (特約給付金額5万円の場合)		
	【20,000円】 三大疾病 一時金特約	三大疾病一時金	次のいずれかで所定の状態になったとき ①がん(悪性新生物) ②急性心筋梗塞・脳卒中 ③心疾患・脳血管疾患(②を除く) 1年に1回を限度 回数無制限	三大疾病一時金	1回につき 100万円 (特約給付金額100万円の場合)	1回につき 50万円 (特約給付金額50万円の場合)		
	【20,000円】 特定生活 習慣病 保障特約	生活習慣病	特定の生活習慣病(肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全、 糖尿病の合併症)の入院・手術等を受けたとき 第1回:1回限り 第2回以降第5回まで:最大4回	特定生活習慣病保障給付金	第1回 100万円*2 第2回以降 第5回まで 50万円 (特約給付金額100万円の場合)	第1回 50万円*2 第2回以降 第5回まで 25万円 (特約給付金額50万円の場合)		
	【20,000円】 介護一時金 特約	介護一時金	次のいずれかに該当した場合 ①要介護2以上と認定されたとき ②所定の要介護状態が180日以上継続したとき ③認知症による要介護状態が90日以上継続したとき	介護一時金	1回限り 100万円 (特約給付金額100万円の場合)	1回限り 50万円 (特約給付金額50万円の場合)		
	【20,000円】 認知症 介護一時金 特約	認知症介護一時金	認知症による要介護状態が90日以上継続したとき	認知症介護一時金	1回限り 100万円 (特約給付金額100万円の場合)	1回限り 50万円 (特約給付金額50万円の場合)		
	【20,000円】 総合先進 医療特約	先進医療	病気・ケガで先進医療を受けたとき	先進医療給付金	1回につき 先進医療にかかる技術料のうち、 自己負担した金額と同額	通算2,000万円まで	(自動更新*4)	
	【20,000円】 女性特定 手術特約*5	女性特定手術	病気・ケガの治療を目的として乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術を受けたとき 女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた後に乳房再建術を受けたとき	女性特定手術給付金 乳房再建給付金	1回につき 1回につき	20万円 50万円		
	【20,000円】 就労所得 一時金*6	就労所得保障一時金	就労困難状態A*7に該当し、その状態が60日継続したとき	就労所得保障一時金	1回限り 100万円 (特約給付金額100万円の場合)	1回限り 50万円 (特約給付金額50万円の場合)	60歳 65歳 70歳 満期	
	【20,000円】 精神疾患 一時金*8	精神疾患保障一時金	所定の精神疾患を原因として就労困難状態B*7に該当し、その状態が60日継続したとき	精神疾患保障一時金	1回限り 100万円 (特約給付金額100万円の場合)	1回限り 50万円 (特約給付金額50万円の場合)		

三大疾病保険料払込免除特約を付加すると
 三大疾病で所定の状態になったときは以後の主契約および特約の保険料はいただきませぬ。
 保険料のお払い込みが免除になる場合
 ●がん(悪性新生物)の場合
 ●急性心筋梗塞・脳卒中の場合
 ●心疾患・脳血管疾患(急性心筋梗塞・脳卒中を除く)の場合
 がんと診断確定されたとき
 治療を目的として手術または入院をしたとき
 治療を目的として手術または継続10日以上入院をしたとき
 以後の保険料はいただきませぬ。(保障は継続します)

健康祝金特則*9を付加すると
 健康祝金支払判定期間(契約日または健康祝金支払基準日から、その直後に到来する健康祝金支払基準日の前日までの間)中に所定の条件に該当したとき健康祝金をお受け取りいただけます。
 入院給付金日額10,000円コースの場合
 3年ごとに **5万円**
 入院給付金日額5,000円コースの場合
 3年ごとに **2.5万円**
 被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日までお受け取りいただけます。

*1 外来手術増額特則および一連の手術については、「契約概要 03 給付金のお支払い等 [P.17]」をご確認ください。 *2 通院給付金日額および特約給付金額は、入院が1回の入院とみなされるときは、1回分のみお支払いします。 *4 自動更新により、保障を継続することができます。自動更新について、くわしくは「契約概要 05 所得保障一時金特約」は、精神障害や妊娠・出産等により就労困難状態Aに該当した場合はお支払いの対象とはなりません。 *7 就労困難状態Aおよび就労困難特約は、<就労所得保障一時金特約>と同時に申し込みいただく場合に限り付加できます。 *9 「健康祝金特則」を付加した場合、主契約の一部となるため、保

EVER Primeの特長
 レディースEVER Primeの特長
 ご契約後のサービス
 健康に不安のある方へ
 契約概要
 注意喚起情報
 その他重要事項
 Q & A

ご契約後のサービス



健康や医療・介護に関する相談、
病気やケガをしたときの不安や悩み等を幅広くサポートします。



健康や医療に関する 相談をしたい

オンライン医療相談サービス

相談料 **無料**

提供：(株)メディカルノート

【ご利用できる方】 ご契約者さま

専門医を中心とした医療チームに、**病気や身体**に関するさまざまな悩みを
月10回まで無料でご相談いただけます。一つのご相談に対しては
何度でも追加質問ができますので、納得のいくまでご相談が可能です。
※法人契約の場合や、ご契約を解約した場合は、本サービスはご利用いただけません。

24時間健康電話相談サービス

相談料・通話料*1 **無料**

*1 携帯電話の場合は通話料がかかります
提供：(株)ウェルネス医療情報センター

【ご利用できる方】 ご契約者さまとその ご家族

健康や医療に関するご相談に看護師等の医療専門スタッフ(医師を除く)が、
24時間365日お電話でお応えします。



専門のお医者さんを探したい

医師の紹介およびセカンド
オピニオン受診費用*2 **無料**

*2 検査や治療等にかかる費用はご利用者さま負担
提供：(株)法研

【ご利用できる方】 被保険者さま

セカンドオピニオン サービス

ベストドクターズ®・サービス

優秀な医師*3の紹介を受け、**診断や治療方針・方法等**についての
セカンドオピニオンを求めることができます。

治療を目的とした 専門医紹介サービス

ベストドクターズ・サービス

医師同士の相互評価で一定の評価を得た**優秀な医師***3をご紹介します。

Best Doctors®およびベストドクターズは、Best Doctors, Inc. の商標です。 *3 登録されている医師は約6,500名(2020年3月現在)



こころの悩みについて 相談したい

相談料*4・通話料 **無料**

*4 医師との面談にかかる費用はご利用者さま負担
提供：(株)保健同人社

【ご利用できる方】 被保険者さま

メンタルヘルス 電話相談サービス

こころの悩みや不安に対するご相談に**医師や心理専門相談員**がお電話で
お応えします。

メンタルヘルス 面談サービス

全国約180カ所*5の提携機関にて、**医師や心理専門相談員**による面談を
ご利用できます。

※心理専門相談員への相談は1年間に5回まで無料*4です。
6回目以降は有料となります(4月1日~翌年3月31日までの期間を1年間とします)。

*5 2020年8月現在



介護に関する相談をしたい

相談料・通話料*6 **無料**

*6 携帯電話の場合は通話料がかかります
提供：(株)ウェルネス医療情報センター

【ご利用できる方】 ご契約者さまとそのご家族

介護 電話相談サービス

公的介護保険の詳細や**ホームヘルパーの依頼先等**、介護に関するご相談に
専門スタッフがお応えします。

ダックの医療相談サポートに関する注意事項

- これらのサービスは、(株)メディカルノート、(株)ウェルネス医療情報センター、(株)法研、
- 対象の医療保険のご契約が有効である場合にご利用いただけます。対象の医療保険のご契
- これらのサービスは2022年1月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場
- その他ご利用にあたっての諸条件等につきましては、アフラックオフィシャルホームページ

(株)保健同人社が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。
約が終了している場合、または失効中の場合はご利用いただけません。
場合があります。
<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/iryosoudansupport.html>をご確認ください。

健康に不安のある方へ

「特別保険料率に関する特則」は満20歳から満85歳まで付加いただけます。
※契約内容により異なります。

「医療保険 EVER Prime」は、健康に不安がある方もお申し込みいただける医療保険です。

このような理由で「医療保険に入れない」と思っていますか？

持病・既往症
がある

以前、入院・手術をしたことがある

現在、病気で通院し、薬も飲んでいる

「医療保険 EVER Prime」は健康に不安があり医療保険の加入をあきらめていた方もお引き受けできる場合があります。

＜お引き受けの条件＞

- 一部の身体の部位や病気、状態を保障しない*1
- 保険料の割り増し*2

*1 「特別条件特則」を付加してお引き受けする場合

*2 「特別保険料率に関する特則」を付加してお引き受けする場合



たとえば

このような方もお引き受けできる場合があります。

割り増しされた保険料をお払い込みいただく「特別保険料率に関する特則」を付加して、ご契約をお引き受けできる場合があります。ただし、被保険者が満20歳未満の場合、「特別保険料率に関する特則」は付加できません。

糖尿病で治療中の方（2年以内の入院や合併症がない場合）

慢性気管支炎をお持ちの方（2年以内の入院がない場合）

C型肝炎で通院中の方（2年以内の入院がない場合）



※上記のお引き受けの可能性のある例について、2年以内の入院や合併症等がない場合でも、入院歴や診療状況等によっては、お引き受けできない場合があります。

※上記の例は、2022年4月1日現在のものであり、「特別保険料率に関する特則」を付加してご契約いただける条件は、今後変更となる可能性があります。

お客様の健康状態にあわせて、主契約・特約ごとに合理的な保険料を設定します。

＜ご契約例＞

保険料を割り増ししてお引き受け

保険料を割り増しせずお引き受け

保険料を割り増ししてお引き受け

主契約

特別保険料率に関する特則



三大疾病一時金特約



介護一時金特約

特別保険料率に関する特則

※「特別保険料率に関する特則」が付加可能な特約については、「契約概要 02 契約内容（保険期間、保険料払込期間等）P.14~16」をご確認ください。

※「特別保険料率に関する特則」が付加される場合、お申し込みの際にご確認いただいた保険料合計額とご契約いただく保険料合計額は異なる場合があります。

お手続きについて

「特別条件特則」や「特別保険料率に関する特則」が付加されたご契約をお引き受けする場合、お申し込み後にアフラックからお手続きのご案内をお送りし、お申し込みのご意向を確認させていただきます。ご案内の内容やお手続き等の詳細については、アフラックへお問い合わせください。



- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はご契約をお申し込みいただけません。
- 健康状態・今までの病歴・ご職業・すでにご契約されているアフラックの保険との通算等により、ご契約をお引き受けできない場合があります。

※くわしくは「契約概要 P.11~32」の他「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

契約概要

1

この「契約概要」には、契約内容に関する重要事項のうち、**特にご確認いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に必ず「**注意喚起情報**」「**ご契約のしおり・約款**」とあわせてお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

2

支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要や代表事例を記載しています。支払事由や制限事項の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「**ご契約のしおり・約款**」に記載していますのであわせてご確認ください。

引受保険会社の名称および住所・連絡先

- ◆引受保険会社：アフラック
- ◆住所：〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
- ◆ホームページアドレス <https://www.aflac.co.jp/>

お客さまからの相談・照会・苦情等のご連絡先

◆生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情については、アフラックコールセンターまでご連絡ください。

アフラックコールセンター **0120-555-027**
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

- ◆この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- ▶▶ くわしくは [注意喚起情報 P.42](#) をご確認ください。

もくじ

P.12～32

01 「医療保険 EVER Prime」 「医療保険 レディース EVER Prime」の特長と仕組み	12
02 契約内容(保険期間、保険料払込期間等)	14
03 給付金のお支払い等	17
04 契約者配当金・解約払戻金・払戻金	25
05 保険料の払込方法・特約の更新等について	26
06 保険料お払い込みの流れ	29
07 お引き受けの条件	31

01

「医療保険 EVER Prime」 「医療保険 レディース EVER Prime」の特長と仕組み

「医療保険 EVER Prime」「医療保険 レディース EVER Prime」なら、ライフステージの変化にあわせてその時々で必要な保障を変えられるため、ムダなく最適な保障を備えることができます。

特長1

病気(がんを含む)・ケガを一生涯保障します。

病気(がんを含む)・ケガによる入院や手術、放射線治療の給付金をお支払いします。日帰り入院等、短期の入院や、入院・外来手術・放射線治療前後の通院(<通院特約>を付加した場合)についても給付金をお支払いします。

特長2

保険料払込期間、保険料払込方法をお選びいただけます。

保険料払込期間	保険料払込方法
終身払	月払
60歳払済	半年払
65歳払済	年払
2年払済	前納払
10年払済	

- ▶▶ 保険料払込期間について、くわしくは [02 契約内容\(保険期間、保険料払込期間等\)](#) [P.14～16](#) をご確認ください。
- ▶▶ 保険料払込方法について、くわしくは [05 保険料の払込方法・特約の更新等について](#) [P.26～28](#) をご確認ください。

契約概要で使用するマークについて

	特にご確認いただきたい項目等を記載しています。		条件等補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語等について記載しています。

次ページへ続く▶

仕組み

「医療保険 EVER Prime」(以下「EVER Prime」といいます)、「医療保険 レディース EVER Prime」(以下「レディース EVER Prime」といいます)に付加できる特約の一部の保障開始には、所定の **待ち期間** があります。

主契約・特約・特則名称	給付金等	保険期間
主契約 医療保険 [無解約払戻金2020]	疾病入院給付金 災害入院給付金 手術給付金 放射線治療給付金	終身
	女性疾病入院給付金	終身
通院特約[2020]	疾病通院給付金 災害通院給付金	終身
三大疾病無制限入院特約[2020]	三大疾病無制限入院給付金	終身
入院一時金特約[2020]	入院一時金	終身
三大疾病一時金特約[2020]	三大疾病一時金	がんの保障 待ち期間 終身
特定生活習慣病保障特約	特定生活習慣病保障給付金	終身
介護一時金特約	介護一時金	終身
認知症介護一時金特約	認知症介護一時金	終身
総合先進医療特約[2012]	先進医療給付金	10年満期 自動更新
女性特定手術特約	女性特定手術給付金 乳房再建給付金	乳房に関する保障 10年満期 待ち期間 自動更新
就労所得保障一時金特約	就労所得保障一時金	60・65・70歳満期
精神疾患保障一時金特約*1	精神疾患保障一時金	60・65・70歳満期
三大疾病保険料払込免除特約[2020]*2	保険料払込免除	がんの保障 待ち期間
健康祝金特則*3	健康祝金	

- *1 <就労所得保障一時金特約>と同時に申し込みいただく場合に限り付加できます。
- *2 契約時のみ付加できます。
- *3 「健康祝金特則」を付加した場合、主契約の一部となるため、保険料払込期間は主契約と同一です。ただし、健康祝金のお支払いは最長で被保険者の年齢が90歳となる年単位の**契約応当日** **用語**までとなります。なお、契約時のみ付加ができ、中途解約はできません。
- ▶▶ **待ち期間** について、くわしくは **注意喚起情報 P.36** をご確認ください。
- ▶▶ **自動更新** について、くわしくは **05 保険料の払込方法・特約の更新等について P.26~28** をご確認ください。

用語

- 「契約応当日」とは
ご契約後の保険期間中に迎える、保険契約日に対応する日

02 契約内容(保険期間、保険料払込期間等)

医療保険 EVER Prime・医療保険 レディース EVER Prime

契約内容(保険期間、保険料払込期間)は、以下のとおりです。

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間
医療保険 EVER Prime	主契約 医療保険[無解約払戻金2020]	終身	終身払 60歳払済 65歳払済 2年払済 10年払済
医療保険 レディース EVER Prime	主契約 医療保険[無解約払戻金2020] 女性疾病入院特約[2020]*1		

*1 <女性疾病入院特約[2020]>の販売名称は<女性疾病入院特約>です。

<特約>

販売名称	正式名称	保険期間	保険料払込期間
通院特約	通院特約[2020]	終身	終身払 60歳払済 65歳払済 2年払済 10年払済
三大疾病無制限入院特約	三大疾病無制限入院特約[2020]		
入院一時金特約	入院一時金特約[2020]		
三大疾病一時金特約	三大疾病一時金特約[2020]		
特定生活習慣病保障特約	特定生活習慣病保障特約		
介護一時金特約	介護一時金特約		
認知症介護一時金特約	認知症介護一時金特約		
総合先進医療特約	総合先進医療特約[2012]	2年満期*2 *3	2年
女性特定手術特約	女性特定手術特約	10年満期*2 *3	10年
就労所得保障一時金特約 精神疾患保障一時金特約	就労所得保障一時金特約 精神疾患保障一時金特約	60歳満期	60歳 2年払済 10年払済
		65歳満期	65歳 2年払済 10年払済
		70歳満期	70歳 2年払済 10年払済
三大疾病保険料払込免除特約	三大疾病保険料払込免除特約[2020]	—— *4	終身払 60歳払済 65歳払済 2年払済 10年払済

- *2 自動更新により、所定の年齢まで保障を継続することができます。
- *3 契約時に主契約の保険料払込期間満了日までの期間が10年に満たないとき、保険期間および保険料払込期間は主契約の保険料払込期間満了日までとなります。その後は保険期間10年での自動更新となります。
- *4 <三大疾病保険料払込免除特約>の保険期間(保険料払込免除となる期間)は、主契約の保険料払込期間と同一になります。ただし、**主契約の保険料払込期間が60歳払済・65歳払済・2年払済・10年払済で、付加された<総合先進医療特約><女性特定手術特約>が更新可能な場合、保険期間は終身となります。**
- ▶▶ 保険料払込期間および特約の更新について、くわしくは **05 保険料の払込方法・特約の更新等について P.26~28** をご確認ください。

次ページへ続く▶

■ 契約年齢について

契約年齢は主契約の保険料払込期間によって異なります。

	正式名称	保険期間	保険料払込期間				
			終身払	60歳払済	65歳払済	2年払済	10年払済
契約年齢	主契約 医療保険〔無解約払戻金2020〕	終身	0歳～満85歳	0歳～満55歳	0歳～満60歳	0歳～満85歳	0歳～満85歳
	女性疾病入院特約〔2020〕 通院特約〔2020〕 三大疾病無制限入院特約〔2020〕 入院一時金特約〔2020〕 三大疾病一時金特約〔2020〕 特定生活習慣病保障特約	終身	0歳～満85歳	0歳～満55歳	0歳～満60歳	0歳～満85歳	0歳～満85歳
	介護一時金特約 認知症介護一時金特約	終身	満18歳～満85歳	満18歳～満55歳	満18歳～満60歳	満18歳～満85歳	満18歳～満85歳
	総合先進医療特約〔2012〕	10年満期	0歳～満85歳	0歳～満55歳	0歳～満60歳	0歳～満85歳	0歳～満85歳
	女性特定手術特約	10年満期	満15歳～満70歳	満15歳～満55歳	満15歳～満60歳	満15歳～満70歳	満15歳～満70歳
	就労所得保障一時金特約 精神疾患保障一時金特約	60歳満期	満18歳～満55歳	満18歳～満55歳	満18歳～満55歳	満18歳～満55歳	満18歳～満50歳
		65歳満期	満18歳～満60歳	———	満18歳～満60歳	満18歳～満60歳	満18歳～満55歳
70歳満期		満18歳～満65歳	———	———	満18歳～満65歳	満18歳～満60歳	



- ・ 契約時には特約のみのお申し込みはできません。主契約と同時に申し込みください。
- ・ 主契約の保険料払込期間が2年払済・10年払済の場合には、特約の中途付加はできません。
- ・ <三大疾病保険料払込免除特約>の中途付加はできません。
- ・ 保険料を前納した期間は、特約の中途付加はできません。
- ・ 主契約の保険料払込期間満了後は、特約の中途付加はできません。
- ・ <女性特定手術特約>は、「レディース EVER Prime」にのみ付加できます。「EVER Prime」には付加できません。

■ 「特別保険料率に関する特則」について

- 被保険者の健康状態によっては、お申し込みの契約(付加可能な特約を含む)のすべて、または主契約・一部の特約について「特別保険料率に関する特則」を付加して割り増しされた保険料をお払い込みいただくことで、ご契約をお引き受けする場合があります。その場合、お申込後にアフラックからお手続きのご案内をお送りし、お申し込みのご意向を確認させていただきます。
- <特定生活習慣病保障特約> <女性特定手術特約> <就労所得保障一時金特約> <精神疾患保障一時金特約> には、「特別保険料率に関する特則」のお取り扱いはありません。ただし、<特定生活習慣病保障特約> <女性特定手術特約> <就労所得保障一時金特約> <精神疾患保障一時金特約> に加えて<三大疾病保険料払込免除特約>を付加する場合、<三大疾病保険料払込免除特約>部分の保険料率のみ「特別保険料率に関する特則」を付加した保険料率となる場合があります。
- 本特則のみを中途解約することはできません。
※被保険者が満20歳未満の場合、「特別保険料率に関する特則」は付加できません。

■ 保険料払込免除

所定の高度障害状態になった場合、または不慮の事故によるケガによって180日以内に所定の身体障害状態になった場合は、その後の保険料のお払い込みを免除します。

▶▶くわしくは [しおり](#)「EVER Prime」のお支払について をご確認ください。

● <特定生活習慣病保障特約>について

支払事由に該当した場合は、<特定生活習慣病保障特約>について、その後の保険料のお払い込みは不要となります。なお、支払事由該当後は、この特約のみの解約および減額はできません。ただし、支払事由該当後であっても、主契約が消滅または失効した場合は、本特約も同時に消滅または失効します。

● <三大疾病保険料払込免除特約>について

この特約を付加した場合、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料に比べ、高くなります。

※<三大疾病保険料払込免除特約>を付加したご契約に特約を中途付加する場合には、特約も<三大疾病保険料払込免除特約>を付加した保険料となります。

※保険料払込免除事由が発生していない場合に限り、<三大疾病保険料払込免除特約>を解約することができます。解約後の保険料は<三大疾病保険料払込免除特約>を付加していない場合の保険料になります。

▶▶くわしくは [しおり](#)「三大疾病保険料払込免除特約」について をご確認ください。

■ 累計払込保険料について

- <介護一時金特約> <認知症介護一時金特約> <就労所得保障一時金特約>を付加した場合、契約内容(「特別保険料率に関する特則」の付加の有無を含む)や経過年数等によっては特約給付金額が特約の累計払込保険料を下回る場合がありますのでご注意ください。
- 一般的に同一の保障内容の場合、保険料払込期間の長いご契約に比べ短いご契約の方が累計払込保険料は少なくなりますが、契約年齢等一部の条件下においてこれが逆転する場合があります。

■ 「指定代理請求特約」(代理人による請求)について

給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が給付金等の受取人に代わって請求できます。

▶▶くわしくは [しおり](#)「指定代理請求特約」について をご確認ください。

■ 「責任開始期に関する特約」について

「責任開始期に関する特約」を付加した場合、申込日または告知日のいずれか遅い日が責任開始期となります。ただし、<三大疾病一時金特約> <三大疾病保険料払込免除特約>のがん(悪性新生物)の保障、<女性特定手術特約>の乳房に関する保障開始までには3カ月の **待ち期間** があります。

▶▶保障の開始について、くわしくは [注意喚起情報 P.36](#) をご確認ください。

■ その他の特約について

三菱UFJ銀行では、「契約概要・注意喚起情報 兼 商品パンフレット」にある保障内容のみのお取り扱いとなり、お申込時に付加できる特約が限られております。

主契約に付加できる次の特約は、三菱UFJ銀行ではお取り扱いできません。ご検討される場合はアフラックコールセンターまでお問い合わせください。

◇ケガの特約 ◇終身特約 ◇リビング・ニーズ特約 (2022年4月1日現在)

03 給付金のお支払い等

▶▶参照 **しおり** 「EVER Prime」について

支払事由等について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

具体的な支払額については「パンフレット」「設計書」をご確認ください。

販売名称	主契約・特約名称	給付金等	支払事由	支払額	支払限度
医療保険 レディースEVER Prime	主契約 医療保険 無解約払戻金 2020	疾病入院給付金 災害入院給付金	病気・ケガの治療を 目的として入院したとき	<ul style="list-style-type: none"> 入院日数10日以内の場合、入院給付金日額×10 入院日数11日以上の場合、1日につき入院給付金日額 	<ul style="list-style-type: none"> 支払限度の型：60日型または120日型 病気・ケガそれぞれ、1回の入院（用語）につき最高60日（120日型は120日）まで 病気・ケガそれぞれ通算1,095日まで
		手術給付金	①特定手術を受けたとき	1回につき入院給付金日額×40	<ul style="list-style-type: none"> 一連の手術（用語）については、14日間に1回を限度 支払回数無制限
			②外来による手術を受けたとき（①および④を除く）	1回につき入院給付金日額×5 「外来手術増額特則」*を付加した場合 1回につき入院給付金日額×10	
			③入院中に手術を受けたとき（①および④を除く）	1回につき入院給付金日額×10 「入院手術・放射線治療増額特則」*を付加した場合	
			④責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に、骨髄幹細胞の採取術を受けたとき	1回につき入院給付金日額×10 「入院手術・放射線治療増額特則」*を付加した場合 1回につき入院給付金日額×20	
		放射線治療給付金	病気・ケガの治療を目的とする放射線治療を受けたとき	1回につき入院給付金日額×10 「入院手術・放射線治療増額特則」*を付加した場合 1回につき入院給付金日額×20	<ul style="list-style-type: none"> 複数回受けた場合、施術の開始日から60日に1回を限度 支払回数無制限
女性疾病入院特約〔2020〕	女性疾病入院給付金	女性特定疾病の治療を目的として入院したとき	1日につき女性疾病入院給付金日額	<ul style="list-style-type: none"> 1回の入院（用語）につき最高60日（120日型は120日）まで 通算1,095日まで 	

* 契約時に「外来手術増額特則」、「入院手術・放射線治療増額特則」を付加した場合、給付金額を増額することができます。

用語

「1回の入院」とは

次の場合は1回の入院とみなし、支払限度日数60日（120日型は120日）を適用します。

疾病入院給付金 災害入院給付金	疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれ、支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に入院（原因が異なる入院も含む）した場合
女性疾病入院給付金	支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に、同一または医学上重要な関係がある入院をした場合

「一連の手術」とは

次の①②両方に該当する手術のことを指します。

- 同一の手術を複数回受けた場合
- ①の手術が医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている場合

例：下肢静脈瘤手術（硬化療法）、網膜光凝固術等（2022年3月現在）

販売名称	特約名称	給付金等	支払事由	支払額	支払限度
通院特約	通院特約〔2020〕	疾病通院給付金	疾病通院期間（用語）中に、次の①②③いずれかに該当する通院をしたとき ①主契約の疾病入院給付金が支払われる入院の原因となった病気の治療を目的とする通院 ②主契約の手術給付金が支払われる手術*1の原因となった病気の治療を目的とする通院 ③主契約の放射線治療給付金が支払われる放射線治療の原因となった病気の治療を目的とする通院	1日につき特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> 病気・ケガそれぞれ疾病・災害通院期間中、最高30日まで 病気・ケガそれぞれ通算1,095日まで
		災害通院給付金	災害通院期間（用語）中に、次の①②③いずれかに該当する通院をしたとき ①主契約の災害入院給付金が支払われる入院の原因となった不慮の事故によるケガの治療を目的とする通院 ②主契約の手術給付金が支払われる手術*1の原因となった不慮の事故によるケガの治療を目的とする通院 ③主契約の放射線治療給付金が支払われる放射線治療の原因となった不慮の事故によるケガの治療を目的とする通院		
三大疾病無制限入院特約	三大疾病無制限入院特約〔2020〕	三大疾病無制限入院給付金	次の①および②を満たす入院をしたとき ①がん（悪性新生物）、心疾患または脳血管疾患の治療を目的とする入院*2 ②次の（ア）または（イ）いずれかに該当する入院 （ア）主契約で支払われる1回の入院の支払限度日数をこえる入院 （イ）主契約で支払われる入院給付金の通算支払限度日数をこえる入院	特約給付金額×支払事由を満たす入院日数	支払日数無制限
入院一時金特約	入院一時金特約〔2020〕	入院一時金	主契約の疾病入院給付金・災害入院給付金が支払われる入院をしたとき	1回の入院につき特約給付金額	支払回数無制限*3
三大疾病一時金特約	三大疾病一時金特約〔2020〕	三大疾病一時金	①第1回 次のいずれかに該当したとき （ア）初めてがん（悪性新生物）と診断確定されたとき （イ）急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院*2をしたとき （ウ）心疾患または脳血管疾患（急性心筋梗塞および脳卒中を除く）の治療を目的として、手術または継続10日以上入院*2をしたとき ②第2回以降 前回の三大疾病一時金のお支払いから1年以上経過後に、次のいずれかに該当したとき （ア）がん（悪性新生物）で次のいずれかに該当したとき （a）初めてがんと診断確定されたとき （b）上記（a）以外の場合：がんと診断確定されていて、治療を目的として入院をしているとき （イ）急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院*2をしたとき （ウ）心疾患または脳血管疾患（急性心筋梗塞および脳卒中を除く）の治療を目的として、手術または継続10日以上入院*2をしたとき	1回につき特約給付金額	<ul style="list-style-type: none"> 1年に1回を限度 支払回数無制限

*1 骨髄幹細胞の採取術を除きます。

*2 脳血管疾患を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神科病棟における入院は、脳血管疾患の治療を目的とする入院には該当しません。

*3 複数回入院した場合は、**保障内容に関する注意事項**〔P.23〕をご確認ください。

用語

「疾病（災害）通院期間」とは

次の①および②をあわせた期間

①入院開始日の前日または手術*1もしくは放射線治療を受けた日からさかのぼって、60日以内の期間

②退院日の翌日または手術*1もしくは放射線治療を受けた日の翌日から120日以内の期間

※入院・手術・放射線治療を2回以上した場合、疾病通院期間が重複する場合には、重複したすべての疾病通院期間の初日から最終日までの期間を同一の疾病通院期間とします（災害通院期間についても同様です）。

次ページへ続く▶

販売名称	特約名称	給付金等	支払事由	支払額	支払限度
特定生活習慣病保障特約	特定生活習慣病保障特約	特定生活習慣病保障給付金	<p>【第1回】 次の①②③いずれかに該当したとき ①肝硬変または慢性膵炎で入院したとき ②慢性腎不全で次のいずれかに該当したとき (ア)永続的な人工透析療法を開始したとき (イ)腎移植術を受けたとき ③糖尿病を原因として次のいずれかに該当したとき (ア)糖尿病性網膜症で網膜または硝子体に対する手術を受けたとき (イ)糖尿病性壊疽で手指または足指の第一関節以上の切断術(四肢切断術を含む)を受けたとき</p> <p>【第2回以降第5回まで】 第1回の給付金の支払事由が当該日の後に到来する支払事由が当該日の年単位の応当日に被保険者が生存しているとき</p>	特約給付金額	1回限り
介護一時金特約	介護一時金特約	介護一時金	次の①②③いずれかに該当したとき ①公的介護保険制度に基づく要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき ②日常生活動作における要介護状態*1が180日以上継続したと医師によって診断されたとき ③認知症による要介護状態*2が90日以上継続したと医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回限り
認知症介護一時金特約	認知症介護一時金特約	認知症介護一時金	認知症による要介護状態*2が90日以上継続したと医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回限り
総合先進医療特約	総合先進医療特約 [2012]	先進医療給付金	病気・ケガで 先進医療  を受けたとき	1回につき先進医療にかかる技術料のうち自己負担額と同額	更新後の保険期間を含め、通算2,000万円まで

- *1 「日常生活動作における要介護状態」とは、次の(1)(2)両方に該当し、かつ、他人の介護を要する状態をいいます。
 (1) 次の①②いずれか1項目以上について、「全介助を要する状態」であること
 ①寝返り ②歩行
 (2) 次の①②③④のうち、いずれか2項目以上について、「一部介助を要する状態」または「全介助を要する状態」であること
 ①衣服の着脱 ②入浴 ③食物の摂取 ④排泄
 ※「日常生活動作における要介護状態」の判定基準は、公的介護保険制度の要介護認定基準とは異なります。
- *2 「認知症による要介護状態」とは、器質性認知症と診断され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態をいいます。
 「器質性認知症」とは、次の(1)(2)両方に該当する所定の認知症をいいます。
 (1) 脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷を有すること
 (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
 「見当識障害」とは、次の(1)(2)(3)いずれかに該当することをいいます。
 (1) 常時、時間の見当識障害があること
 ・季節または朝、真昼、夜のいずれかの認識ができないこと
 (2) 場所の見当識障害があること
 ・今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができないこと
 (3) 人物の見当識障害があること
 ・日頃接している家族または日頃接している周囲の人の認識ができないこと

 補足

「先進医療」とは

公的医療保険制度の給付対象となっていない先進的な医療技術のうち、厚生労働大臣が認める医療技術のことです。また、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関(所定の基準を満たして届出をしているか、厚生労働大臣が個別に認めた医療機関)が限定されています。厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は、随時見直されます。

※公的医療保険制度の給付について

「先進医療」を受けた場合、一般の保険診療と共通する部分の費用(診察・検査・投薬・入院料等)は、公的医療保険制度の給付対象となります。ただし、「先進医療」の技術にかかる費用は公的医療保険制度の給付対象とならず、全額自己負担となります。

販売名称	特約名称	給付金等	支払事由	支払額	支払限度
女性特定手術特約	女性特定手術特約	女性特定手術給付金	病気・ケガの治療を目的として次の手術を受けたとき ・乳房観血切除術(乳腺腫瘍摘出術を含む) ・子宮全摘出術 ・卵巣全摘出術	1回につき20万円	更新後の保険期間を含め、 ・乳房観血切除術：1乳房につき1回ずつ ・子宮全摘出術：1回 ・卵巣全摘出術：1卵巣につき1回ずつ
		乳房再建給付金	女性特定手術給付金が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について乳房再建術を受けたとき	1回につき50万円	更新後の保険期間を含め、1乳房につき1回ずつ
就労所得保障一時金特約	就労所得保障一時金特約	就労所得保障一時金	就労困難状態A に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて60日継続したと医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回限り

- ・ **就労困難状態A**とは、次の①②いずれかに該当する状態をいいます。

①入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること
②在宅療養	次のいずれかに該当する状態 (ア)医師の指示に基づく在宅療養 医師による治療*1が継続しており、かつ日本国内にある自宅等(障害者支援施設等を含みます)で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念し*2、自宅等からの外出が困難な状態*3 (イ)特定障害状態 国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に相当するものとして約款に定めた状態 (ウ)障害等級1級または2級に認定 国民年金法に基づき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態*4 *5

- *1 在宅療養における「医師による治療」は、手術、放射線治療、処置、投薬、リハビリを含み、検査、経過観察、指導および医業類似行為(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうおよび柔道整復等)は含みません。また、就労困難状態となった原因の疾病または傷害の改善のために行われる医療行為を指し、症状が固定し、それ以上の改善が見込めないものは該当しません。たとえば、再発防止や疾病予防を目的とする投薬のみを行っているケースは該当しません。なお、治療としてのリハビリは、医師の指示による資格を持った医療従事者の観察補助のもと計画的に自宅および施設内で行われる医学的リハビリテーションをいいます。たとえば、散歩、買い物等の行為は、リハビリに該当しません。
- *2 医師の指示に従わず、必要な治療を行わない場合は、治療に専念していることにはなりません。たとえば、アルコール性肝疾患で禁酒の指示が出されているにもかかわらず、飲酒している場合は、治療に専念していることにはなりません。
- *3 「自宅等からの外出が困難な状態」とは、次の①および②を満たすものをいいます。
 ①病院または診療所への通院等治療のために最低限必要な外出を除き、活動の範囲が自宅等に制限されていること
 ②上記①の活動範囲の制限が、医師により証明された医学的な原因に基づくこと
- *4 国民年金の保険料未納等の特別な事情で障害等級1級または2級に認定されない場合で、障害等級1級または2級と同程度の状態であると医師による証明があり、かつ、アフラックが認めたときは、障害等級1級または2級に認定された状態とみなします。
- *5 障害等級1級の第11号または2級の第17号に該当する場合(複数の障害があり、併合認定されている場合)で、「精神障害以外の障害または病状」が障害等級2級に満たない状態を除きます。

販売名称	特約名称	給付金等	支払事由	支払額	支払限度
精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金特約	精神疾患保障一時金	所定の精神疾患により、 就労困難状態B に該当し、その状態が該当した日からその日を含めて60日継続したと医師によって診断されたとき	特約給付金額	1回限り

精神疾患とは、次の状態等を指します。

- 症状性を含む器質性精神障害
- 気分[感情]障害
- 精神作用物質使用による精神および行動の障害
- 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
- ※ただし、薬物依存を除きます。
- 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
- 統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害
- 成人の人格および行動の障害

● **就労困難状態B**とは、次の①②③いずれかに該当する状態をいいます。

- ①入院
医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること
- ②国民年金法に基づき、国民年金法施行令第4条の6別表に定める障害等級1級または2級に認定された状態*1
- ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条に定める障害等級1級または2級に認定された状態

*1 障害等級1級の第11号または2級の第17号に該当する場合(複数の障害があり、併合認定されている場合)で、精神障害が障害等級2級に満たない状態を除きます。

販売名称	特約名称	保障内容	免除事由
三大疾病保険料払込免除特約	三大疾病保険料払込免除特約[2020]	保険料払込免除	次のいずれかの免除事由に該当した場合は、その後の主契約および特約の保険料のお払い込みを免除します。 補足 ①初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき ②急性心筋梗塞または脳卒中の治療を目的として、手術または入院*2をしたとき ③心疾患または脳血管疾患(急性心筋梗塞および脳卒中を除く)の治療を目的として、手術または継続10日以上入院*2をしたとき

*2 脳血管疾患を原因とする血管性認知症の治療を目的とした精神病床における入院は、脳血管疾患の治療を目的とする入院には該当しません。

補足

<三大疾病保険料払込免除特約>を付加すると、三大疾病で所定の状態になった場合、以後の主契約および特約の保険料のお払い込みが免除となります。なお、この特約を付加した場合の保険料率が適用されるため、主契約および特約の保険料は付加しない場合の保険料に比べ、高くなります。
※<三大疾病保険料払込免除特約>を付加したご契約に特約を中途付加する場合には、特約も<三大疾病保険料払込免除特約>を付加した保険料となります。
※保険料払込免除事由が発生していない場合に限り、<三大疾病保険料払込免除特約>を解約することができます。解約後の保険料は<三大疾病保険料払込免除特約>を付加していない場合の保険料になります。

販売名称	特約名称	給付金等	支払事由	支払額	支払限度
健康祝金特則	健康祝金特則	*3 健康祝金	次の①②③すべてに該当したとき ①3年ごとの健康祝金支払基準日*4に被保険者が生存しているとき ②健康祝金支払判定期間*5における入院日数が継続して10日以上入院に対する疾病入院給付金が支払われなかったとき ③健康祝金支払判定期間*5における入院日数が継続して10日以上入院に対する災害入院給付金が支払われなかったとき	1回の健康祝金の支払につき、入院給付金日額×5	被保険者の年齢が90歳となる年単位の契約応当日まで

*3 アフラック所定の利率による利息を付けて自動的に据え置きます。所定の利率についてくわしくは、アフラックホームページの「積立利率等・約款貸付の利率のお知らせ」に記載していますのでご確認ください。

*4 契約日から起算した3年ごとの年単位の契約応当日のことをいいます。

*5 契約日または健康祝金支払基準日から、その直後に到来する健康祝金支払基準日の前日までの間のことをいいます。

保障内容に関する注意事項

くわしくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

医療保険[無解約払戻金2020]

● 疾病入院給付金・災害入院給付金

支払対象	帝王切開や多胎分娩(双子等)等、異常分娩のための入院
支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> ● 正常分娩のための入院 ● 健康診断・人間ドック等の健康管理や検査を目的とする入院 ● 介護を目的とする介護療養型医療施設への入院 ● 骨髄幹細胞の採取術のための入院

- 疾病入院給付金と災害入院給付金は**重複してお支払いしません。**
- 疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれ、支払事由に該当する入院の退院日の翌日から180日以内に入院(原因が異なる入院を含む)した場合は、1回の入院とみなして、入院日数を通算し、支払限度日数60日(120日型は120日)を適用します。そのため、すでに10日分をお支払いしている場合には、通算した入院日数から10日分を差し引いてお支払いします。

● 手術給付金

● 手術料が1日につき算定される手術を受けた場合について

- 手術給付金の支払事由に該当する手術を受けた場合で、その手術が医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術(「大動脈バルーンパンピング法(IABP法)」等 2022年3月現在)に該当するときは、その手術料の算定開始日に対してのみ手術給付金をお支払いします。

● 「特定手術」について

支払対象	公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、次の「特定手術」 <ul style="list-style-type: none"> ● がん(悪性新生物)に対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術 ● 脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術 ● 心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術 ● 心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓(臓器の全体または一部)の日本国内で行われた移植手術(臓器移植については、ドナー側は対象外)
------	---

● 「外来による手術」や「入院中の手術」について

支払対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ● 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植
支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> ● 「特定手術」に該当する手術 ● 先進医療に該当する場合 ● 傷の処置(創傷処理、デブリードマン) ● 切開術(皮膚、鼓膜) ● 骨・関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術 ● 抜歯 ● 異物除去(外耳、鼻腔内) ● 鼻焼灼術(鼻粘膜、下鼻甲介粘膜) ● 魚の目・タコ手術(鶏眼・胼胝切除術)

● 「骨髄幹細胞の採取術」について

支払対象	骨髄幹細胞の採取術(末梢血幹細胞移植における末梢血幹細胞の採取術を含みます)
支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> ● 臍帯血幹細胞の採取 ● 骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合

● 放射線治療給付金

支払対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療(電磁波温熱療法を含む) ● 体外照射・組織内照射・腔内照射による放射線治療
支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> ● 血液照射、放射線薬剤の内服、坐薬、点滴注射等による投与 ● 先進医療に該当する場合

女性疾病入院特約〔2020〕

支払対象	・約款に分類されている女性特定疾病	
	女性特有の病気	切迫流産、妊娠悪阻、卵巣機能障害、子宮体がん、子宮頸部上皮内新生物等
	女性がかかりやすい病気	乳がん、関節リウマチ、甲状腺機能低下症、貧血、腎盂腎炎、膀胱炎、下肢静脈瘤等
支払対象外	悪性新生物・上皮内新生物	肺がん、大腸の粘膜内がん等
支払対象外	正常分娩、美容上の処置、病気を直接の原因としない不妊手術等	

- ・主契約の疾病入院給付金の支払事由に該当する場合は**重複してお支払いします**。

通院特約〔2020〕

支払対象	往診
支払対象外	薬の受け取りのみの場合等

- ・入院している日については、**疾病通院給付金・災害通院給付金はお支払いしません**。
- ・疾病通院給付金と災害通院給付金の両方の支払事由に該当した場合は、**災害通院給付金をお支払いします**。

三大疾病無制限入院特約〔2020〕、三大疾病一時金特約〔2020〕、三大疾病保険料払込免除特約〔2020〕

- <三大疾病一時金特約> <三大疾病保険料払込免除特約>の「がん(悪性新生物)の保障開始」について
 - ・**がんの保障開始には、3ヵ月の待ち期間があります**。くわしくは [注意喚起情報 P.36](#) をご確認ください。
3ヵ月の待ち期間中にがんが診断確定された場合、保険料は免除されません。また、<三大疾病一時金特約>および<三大疾病保険料払込免除特約>のがんの保障はなくなります。
そのため、診断確定の日から6ヵ月以内に契約者からお申し出があったときは、<三大疾病一時金特約> <三大疾病保険料払込免除特約>を無効とします。お申し出がないときは、心疾患・脳血管疾患を対象として保障を継続します。

- <三大疾病無制限入院特約> <三大疾病一時金特約> <三大疾病保険料払込免除特約>の対象となる「三大疾病」について

対象となる疾病	疾病の例と注意事項
①がん(悪性新生物)	<ul style="list-style-type: none"> ・約款に分類されている悪性新生物 ・大腸の粘膜内がん等の上皮内新生物、子宮筋腫等の良性新生物は対象になりません。
②心疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・約款に定める心疾患
	急性心筋梗塞
	<ul style="list-style-type: none"> ・急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞の2疾病で、冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥ったものをいいます。
③脳血管疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・約款に定める脳血管疾患
	脳卒中
	<ul style="list-style-type: none"> ・くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の3疾病で、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こしたものをいいます。

入院一時金特約〔2020〕

- ・複数回入院した場合で、主契約によってそれらの入院が1回の入院とみなされるときは、入院一時金を1回分のみお支払いします。
- ・主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金の支払事由が重複して生じたときは、その入院の入院日から退院日までを継続した1回の入院として入院一時金を1回のみお支払いします。

特定生活習慣病保障特約

- ・第1回の支払事由の複数に該当することとなった場合でも、給付金は**重複してお支払いしません**。

女性特定手術特約

- ・**乳房に関する保障開始には、3ヵ月の待ち期間があります**。くわしくは [注意喚起情報 P.36](#) をご確認ください。

女性特定手術給付金

支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・診断および生検等の検査のための手術 ・両側の乳房観血切除術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房観血切除術 ・傷の処置(創傷処理、デブリードマン) ・皮膚の切開術
-------	---

- ・両側の乳房を同時に切除した場合、または両側の卵巣を同時に摘出した場合、給付金は**重複してお支払いしません**。
- ・乳房観血切除術、子宮全摘出術、卵巣全摘出術のうち2種類以上の手術を同時に受けた場合は、いずれか1種類の手術についてのみ給付金をお支払いします。

乳房再建給付金

支払対象外	両側の乳房再建術を同時に受けた後の、片側または両側の乳房への再度の乳房再建術
-------	--

- ・両側の乳房再建術を同時に受けた場合、給付金は**重複してお支払いしません**。

就労所得保障一時金特約

支払対象	てんかんと診断され、 就労困難状態A に該当した場合
支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・働けない状態であっても、約款に定める就労困難状態Aに該当していないとき ・精神障害や妊娠・出産等を原因として就労困難状態Aに該当したとき ・医師の指示がないにもかかわらず、自らの意思で自宅等にこもっているとき* ・医師による治療を受けている場合でも、外出できる状態のとき* (病院または診療所への通院等治療のために最低限必要な外出を除く)

- * 特定障害状態に該当している場合または障害等級1級・2級に認定されている場合を除きます。

- ・<就労所得保障一時金特約>の保険期間満了前60日以内に**就労困難状態A**に該当し、保険期間満了後にその**就労困難状態A**が60日継続したと医師によって診断された場合、一時金をお支払いします。

- ※ **就労困難状態A**については、[P.20](#)をご確認ください。

精神疾患保障一時金特約

支払対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる精神疾患で、医師の指示に基づき在宅療養をしている場合 ・てんかんと診断され、就労困難状態Bに該当した場合
-------	--

- ・<精神疾患保障一時金特約>の保険期間満了前60日以内に**就労困難状態B**に該当し、保険期間満了後にその**就労困難状態B**が60日継続したと医師によって診断された場合、一時金をお支払いします。

- ※ **就労困難状態B**については、[P.21](#)をご確認ください。

特約の消滅

下記の事由に該当した場合、特約は消滅します。

女性疾病入院特約〔2020〕	・通算支払限度に達したとき
通院特約〔2020〕	・給付金のすべての通算支払限度に達したとき ・主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金が通算支払限度に達したとき
入院一時金特約〔2020〕	・主契約の疾病入院給付金および災害入院給付金が通算支払限度に達したとき
特定生活習慣病保障特約	・第5回の特定生活習慣病保障給付金の支払事由が該当日が到来したとき
介護一時金特約	・介護一時金が支払われたとき
認知症介護一時金特約	・認知症介護一時金が支払われたとき
総合先進医療特約〔2012〕	・通算支払限度に達したとき
女性特定手術特約	・給付金のすべての支払限度に達したとき ・支払対象となる乳房・子宮・卵巣のすべてを喪失し、かつ支払事由に該当する可能性がなくなったとき(この場合、アフラックにご連絡ください)
就労所得保障一時金特約	・就労所得保障一時金が支払われたとき
精神疾患保障一時金特約	・精神疾患保障一時金が支払われたとき

04 契約者配当金・解約払戻金・払戻金

契約者配当金・解約払戻金・払戻金のお支払いについては、下記のとおりです。

▶▶ 解約払戻金について、くわしくは [しおり](#) 解約と解約払戻金について をご確認ください。

契約者配当金	この商品には、 契約者配当金はありません。				
解約払戻金	<ul style="list-style-type: none"> ● 主契約 医療保険〔無解約払戻金2020〕 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>終身払の場合</td> <td>解約払戻金はありません。</td> </tr> <tr> <td>払済の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料払込期間中、解約払戻金はありません。 ・保険料払込期間満了後、解約払戻金は入院給付金日額の10倍と同額をお支払いします。 </td> </tr> </table> ● 特約や特則 解約払戻金はありません。 	終身払の場合	解約払戻金はありません。	払済の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料払込期間中、解約払戻金はありません。 ・保険料払込期間満了後、解約払戻金は入院給付金日額の10倍と同額をお支払いします。
	終身払の場合	解約払戻金はありません。			
払済の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料払込期間中、解約払戻金はありません。 ・保険料払込期間満了後、解約払戻金は入院給付金日額の10倍と同額をお支払いします。 				
払戻金	<ul style="list-style-type: none"> ● 主契約 医療保険〔無解約払戻金2020〕 払済の場合で保険料払込期間満了後に被保険者が死亡したときは、主契約の解約払戻金と同額の払戻金をお支払いします。 				

※上記の他に、未経過保険料等がある場合はお返しします。

「健康祝金特則」を付加する場合にご注意いただきたいこと

- ・払済の場合、保険料払込期間満了後の解約払戻金は入院給付金日額の10倍となりますが、累計払込保険料に比べて大幅に少額となります。
- ・「健康祝金特則」を付加する場合、「健康祝金特則」を付加しない場合と比べて、累計払込保険料と解約払戻金額の差が大きくなります。
- ・払済の場合の累計払込保険料と解約払戻金の推移(例)は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

05 保険料の払込方法・特約の更新等について

- 保険料は被保険者の性別および契約日における満年齢(1年未満は切捨)によって決まります。
- 具体的な保険料については「**保険料表**」または「**設計書**」をご確認いただくか、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

払込期間

主契約の保険料の払込期間には、「**終身払**」「**60歳払済**」「**65歳払済**」「**2年払済**」「**10年払済**」があります。

払込方法

保険料の払込方法には、「**月払**」「**半年払**」「**年払**」があります。

また、保険料払込期間が2年払済・10年払済の場合、保険料払込期間満了日までの保険料をまとめてお払い込みいただく方法(前納払)があります。

くわしくは [前納払の場合](#) [P.27] をご確認ください。

▶▶ 保険料払込期間については、[02 契約内容\(保険期間、保険料払込期間等\)](#) [P.14~16] をあわせてご確認ください。

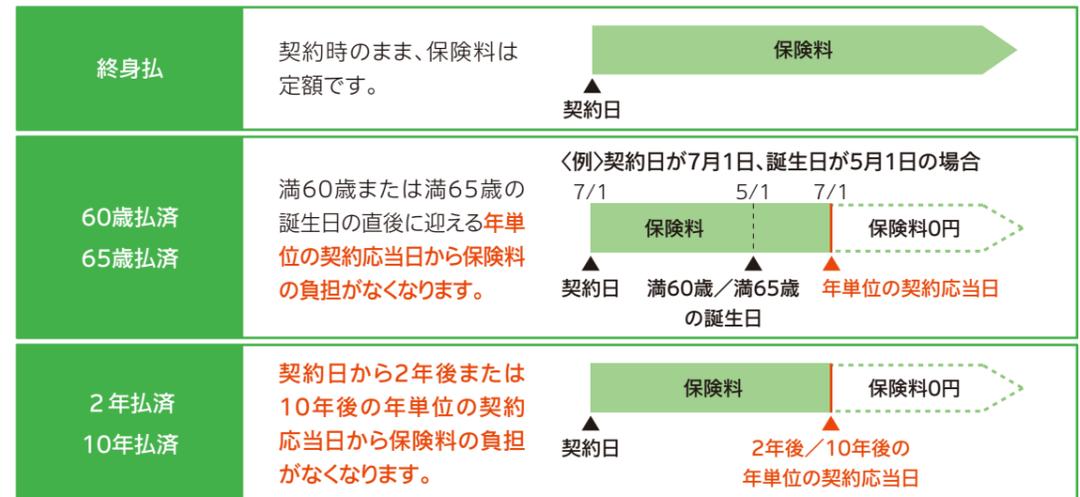
補足

保険料払込期間が終身払・60歳払済・65歳払済の場合、前納払のお取り扱いはありません。

保険料払込期間とお払い込みのイメージ

終身払・払済の場合

保険料払込期間には、「**終身払**」「**60歳払済**」「**65歳払済**」「**2年払済**」「**10年払済**」があります。



更新がある特約の保険料払込み [総合先進医療特約](#) [女性特定手術特約](#)

- 更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお払い込みいただきます。
- 保険料のお払い込みが免除された特約は、更新後も保険料のお払い込みは不要です。
- 主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお払い込みいただくことにより継続できます。

満期がある特約の保険料払込み [就労所得保障一時金特約](#) [精神疾患保障一時金特約](#)

- 保険料は、**保険期間満了年齢の誕生日の直後に迎える年単位の契約応当日の前日まで**お払い込みいただきます。ただし主契約の保険料払込期間が2年払済・10年払済の場合は、主契約の保険料払込期間満了日までお払い込みいただきます。

次ページへ続く ▶

前納払の場合

前納払
〔 2年間 10年間 〕
保険料払込期間が2年払済・10年払済の保険料払込期間満了日までの保険料を、契約時にまとめてお支払いいただきます。

更新がある特約の保険料払込み 総合先進医療特約 女性特定手術特約

- 主契約の保険料払込期間満了日までの保険料を、契約時にまとめてお支払いいただきます。
- 契約時の特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間満了日までとなります。
- 更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。
- 更新後の保険料は、更新日から更新後の保険期間満了日までお支払いいただきます。
- 保険料のお払い込みが免除された特約は、更新後も保険料のお払い込みは不要です。
- 主契約の保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお支払いいただくことにより継続できます。

満期がある特約の保険料払込み 就労所得保障一時金特約 精神疾患保障一時金特約

- 保険料払込期間が2年払済・10年払済の保険料払込期間満了日までの保険料を、契約時にまとめてお支払いいただきます。

特約の更新

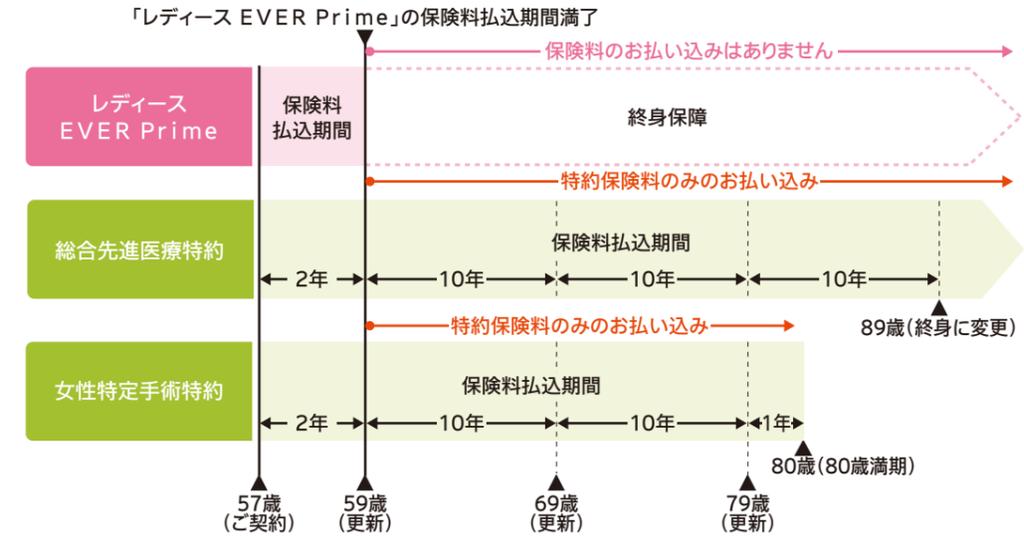
下記の特約は、健康状態にかかわらず、**自動的に更新(自動更新)されます。更新しない場合は、特約保険期間満了日の2ヵ月前までにご連絡ください。**更新後の保険料は更新日現在の被保険者の満年齢、保険料率によって決まります。なお、更新後の特約には、更新日現在の特約条項が適用されます。また、下記の特約を更新した場合、給付金のお支払限度は、更新前の特約で支払われた給付金等を通算して判定します。

▶▶くわしくは [しおり](#) **特約の更新について** をご確認ください。

特約名称	主契約の保険料払込期間	更新時の年齢	更新後の保険期間	備考
総合先進医療特約	終身払 60歳払済 65歳払済 2年払済	満80歳以下	10年*	<ul style="list-style-type: none"> ● 満81歳～満95歳での更新時に限り、申し出により保険期間を終身に変更して更新できます。 ● 保険料のお払い込みが免除されている場合でも、更新できます。
女性特定手術特約	10年払済	満70歳以下	10年*	保険料のお払い込みが免除されている場合でも、更新できます。満80歳以上の場合は、更新できません。
		満71歳～満79歳	8歳満期	

* 更新後の特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間満了日を超えると、**特約の保険期間は主契約の保険料払込期間満了日まで**となります。主契約の**保険料払込期間満了後は、特約保険料のみをお支払いいただくことにより継続できます。**特約の保険期間は10年で自動更新されます。その場合、特約保険料のお払い込みは年払となります。月払・半年払でご契約の場合、払込方法は年払へ変更になります。ただし、アフラックの定める範囲で、年払以外の払込方法もお取り扱いいたします。

【例】57歳の女性が「レディース EVER Prime」に＜総合先進医療特約＞＜女性特定手術特約＞を付加して2年払済でご契約の場合



補足

- 契約時にまとめてお支払いいただいた保険料(前納保険料)は、毎年の年単位の契約応当日に必要な金額をその年の保険料として充当します。
- 年払・半年払では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡等により保険料のお払い込みが不要となった場合には、年払保険料・半年払保険料のうち、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額をお支払いします。
- 前納払では、保険料払込期間中に解約・被保険者の死亡等により保険料のお払い込みが不要となった場合には、保険料として充当しない金額(未経過保険料)をお返しします。また、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額もあわせてお支払いします。
- 前納払は、貯蓄型のプランではありません。したがって満期保険金等はなく、解約された場合もお返しする解約払戻金や未経過保険料等は、前納保険料を下回りますのでご注意ください。
- 保険料を前納した期間は、給付金等の減額等契約内容の変更が制限されます。

06 保険料お払い込みの流れ

▶▶参照 **しおり** 保険料のお払いについて

お申し込みから保険料お払い込みの流れは、払込方法により異なります。なお、**<三大疾病一時金特約><三大疾病保険料払込免除特約>のがん(悪性新生物)の保障開始、および<女性特定手術特約>の乳房に関する保障開始には、3カ月の待ち期間(保障されない期間)があります。**

▶▶保障の開始について、くわしくは **注意喚起情報 P.36** をご確認ください。

次に記載以外の例についてはお問い合わせください。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合のお払い込みの流れ

終身払・払済の場合

★**契約日**：申込日または告知日のいずれか遅い日の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

●保険料の払込経路は次の2種類からお選びいただけます。

1 第1回保険料より、契約者の指定口座からの自動振替によるお払い込み

●保険料振替日は振替月の27日となります。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

※ご契約の途中でクレジットカードでのお払い込みに変更できます。

(月払の例)申込日・告知日が1月10日の場合



※お申し込みの時期等によっては、初回の保険料振替の際に2ヵ月分の保険料合計額を振り替える場合があります。初回保険料振替日および振替金額については、アフラックより送付する「第1回保険料口座振替のお知らせ」(ハガキ)にて、ご確認ください。

2 第1回保険料より、契約者のクレジットカードでのお払い込み

●保険料は「カード利用明細」送付月の月末までにカード会社から払い込まれます。その翌月のカード会社所定の日にカード利用代金として指定口座よりお引き落としされます。

※ご契約の途中で口座からの自動振替によるお払い込みに変更できます。

(月払の例)申込日・告知日が1月10日の場合



※前納払は「責任開始期に関する特約」を付加しない場合のみのお取り扱いとなります。くわしくは、**P.30** をご確認ください。

「責任開始期に関する特約」を付加しない場合のお払い込みの流れ

終身払・払済の場合

★**契約日**：告知日またはアフラックが第1回保険料を受け取った日のいずれか遅い日の翌月1日(この日の満年齢で保険料が決まります)

●第1回保険料は、アフラック指定の口座にお払い込みいただけます。

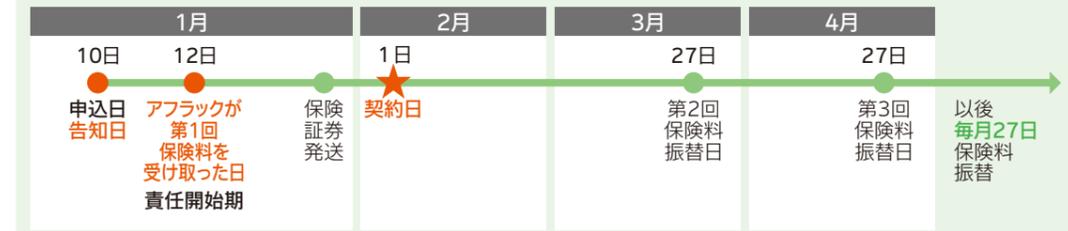
●第2回以降の保険料の払込経路は次の2種類からお選びいただけます。

A. 契約者の指定口座からの自動振替によるお払い込み

●保険料振替日は振替月の27日となります。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

※ご契約の途中でクレジットカードでのお払い込みに変更できます。

(月払の例)告知日が1月10日、アフラックが第1回保険料を受け取った日が1月12日の場合



B. 契約者のクレジットカードでのお払い込み

●保険料は「カード利用明細」送付月の月末までにカード会社から払い込まれます。その翌月のカード会社所定の日にカード利用代金として指定口座よりお引き落としされます。

※ご契約の途中で口座からの自動振替によるお払い込みに変更できます。

(月払の例)告知日が1月10日、アフラックが第1回保険料を受け取った日が1月12日の場合



前納払の場合

★**契約日**：告知日またはアフラックが前納保険料を受け取った日のいずれか遅い日(この日の満年齢で保険料が決まります)

●前納保険料は、アフラック指定の口座にお払い込みいただけます。

(例)告知日が1月10日、アフラックが前納保険料を受け取った日が1月12日の場合



補足

- 契約日までにお誕生日を迎える方は、契約日を指定できる場合があります。
- 保険料振替日は、月払が毎月27日、半年払・年払が半年・年ごとの27日となります。※27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。
- クレジットカードでのお払い込みの場合、カード利用明細の送付時期はカード会社によって異なります。
- 保険料の払込経路には、上記の他に、「勤務先等の団体や集団を通じてのお払い込み(団体取扱特約・集団取扱特約・特別集団取扱特約、以下「団体取扱」)」があります。団体取扱はお申込時のお取り扱いがありませんが、ご契約後に払込経路を変更することでお取り扱いが可能な場合があります。具体的なお手続きについては、アフラックコールセンターまでお問い合わせください。

07 お引き受けの条件

- 契約者と被保険者との続柄は、本人・配偶者または2親等内の親族となります。
- 被保険者の健康状態やお仕事の内容等によっては、お申し込みをお引き受けできない場合があります。また、健康状態によって主契約またはそれぞれの特約について「特別条件特則」や「特別保険料率に関する特則」の条件を付けてお引き受けできる場合があります。

特別条件特則*	特定疾病・部位不担保法	アフラックが指定した特定の疾病・部位について所定の期間、保障しない条件でご契約をお引き受けするものです。
	特定高度障害状態不担保法	高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当したときは保障しない条件でご契約をお引き受けするものです。
特別保険料率に関する特則		割り増しされた保険料をお払い込みいただくことでご契約をお引き受けするものです。

*主契約に特定高度障害状態不担保法による特別条件特則が付加されている場合は、特約にも本特則が付加され特定高度障害状態不担保法が適用されるものとします。

- 現在入院中の方、入院・手術をすすめられている方はお申し込みいただけません。
- 下記の契約の限度の他、被保険者お1人につきご加入いただける通算限度やアフラック所定の制限を定めています。
一部の通算限度については下記に記載していますが、くわしくは募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

主契約・特約名称		契約の限度
医療保険 レディース EVER Prime	主契約 医療保険 無解約払戻金 2020	●入院給付金日額 1契約につき、20,000円まで (5,000円以上、1,000円単位) ※入院給付金日額5,000円未満のご契約は、契約日の年齢が満40歳以上の方のみ ※契約日の年齢が満71歳以上の方は、入院給付金日額10,000円まで、未就学のお子さまは入院給付金日額5,000円までとなります。 ※その他、お仕事の内容によっては5,000円までとなる場合があります。
	女性疾病 入院特約 〔2020〕	●女性疾病入院給付金日額 5,000円のみ(固定) ●1契約につき、1特約のみ ※「レディース EVER Prime」は、入院給付金日額5,000円未満の場合はご契約いただけません。 ※アフラックの女性の入院に関する特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。
通院特約	通院特約 〔2020〕	●通院給付金日額 主契約の入院給付金日額と同額または10,000円のいずれか 小さい金額まで (1,000円以上、1,000円単位)
入院特約 無制限 三大疾病	三大疾病 無制限入院特約 〔2020〕	●特約給付金額 主契約の入院給付金日額と同額(固定)

	特約名称	契約の限度
入院一時金特約	入院一時金特約 〔2020〕	●特約給付金額 主契約の入院給付金日額の20倍または10万円のいずれか 小さい金額まで (3万円以上、1万円単位)
一時金特約 三大疾病	三大疾病 一時金特約 〔2020〕	●特約給付金額 主契約の入院給付金日額の200倍または200万円のいずれか 小さい金額まで (30万円以上、10万円単位)
保障特約 習慣病 特定生活	特定生活習慣病 保障特約	●特約給付金額 主契約の入院給付金日額の200倍 または200万円のいずれか小さい金額まで (30万円以上、10万円単位)
介護一時金特約	介護一時金 特約	●特約給付金額 1契約につき、500万円まで (30万円以上、10万円単位)
一時金特約 認知症介護	認知症介護 一時金特約	●特約給付金額 1契約につき、500万円まで (30万円以上、10万円単位)
医療特約 総合先進	総合先進 医療特約 〔2012〕	●1契約につき、1特約のみ ※アフラックの先進医療の特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。
手術特約 女性特定	女性特定 手術特約	●1契約につき、1特約のみ ※アフラックの女性の手術に関する特約は、被保険者お1人につき通算して1特約のみご契約いただけます。
一時金特約 就労所得保障	就労所得保障 一時金特約	●特約給付金額 1契約につき、200万円まで (30万円以上、10万円単位)
一時金特約 精神疾患保障	精神疾患保障 一時金特約	●特約給付金額 1契約につき、100万円まで (30万円以上、10万円単位) ※<就労所得保障一時金特約>と同時に申し込みいただく場合に限り 付加可能

注意喚起情報

1

この「注意喚起情報」には、ご契約のお申し込みの際に**特にご注意ください事項**や**不利益となる事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

2

ご契約に際しては「**契約概要**」の他、ご契約に関するとりきめをくわしく記載している「**ご契約のしおり・約款**」を必ずお読みください。

もくじ

P.33~42

01	反社会的勢力に該当する場合	33
02	告知義務	34
03	クーリング・オフ制度	35
04	保障の開始	36
05	お支払いできない場合	37
06	給付金等のご請求	37
07	ご契約の無効および失効・復活	38
08	解約と解約払戻金	39
09	新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し	39
10	契約内容の見直し方法	40
11	税金のお取り扱い	41
12	ご契約後のお問い合わせ・お手続きの窓口	41
13	お申し込みのお手続き等での留意事項	41
14	保険会社の業務または財産の状況が変化した場合	42
15	相談・照会・苦情の窓口	42

注意喚起情報で使用するマークについて

	特にご確認いただきたい項目等を記載しています。		条件等補足事項を記載しています。
	「ご契約のしおり・約款」の参照先を記載しています。		保険の専門用語等について記載しています。

01

反社会的勢力に該当する場合

反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申し込みはできません。

- 契約者、被保険者または給付金等の受取人が、反社会的勢力*1に該当する場合または反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有している場合には、保険契約のお申し込みはできません。
- 保険契約締結後に反社会的勢力*1に該当することまたは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していることが判明した場合には、約款に基づき保険契約が解除されます。

*1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは経営への実質的な関与があることもいいます。

告知義務

▶▶参照  しおり お申込にあたって

02

正しく告知していただかないと、ご契約を解除することがあります。

- 被保険者(保障の対象となる方)には、健康状態・職業等について、もれなく正しい内容を告知していただく義務があります(これを「告知義務」といいます)。
- ご契約に際しては、被保険者の健康状態・職業等「告知書」上でアフラックがおたずねすることからについて、**被保険者自身がありのままを記入(告知)してください。**
- **三菱UFJ銀行、ならびに三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)には告知受領権がありませんので、口頭でお話しされても告知したことはありません。**

補足

- ・告知の内容が不十分であった場合には、**再度告知をお願いすることがあります。**
- ・アフラックの社員またはアフラックで委託した担当者が、「ご契約のお申込後」または「給付金等のご請求」や「保険料払込免除のご請求」の際に、**お申し込みの内容やご請求の内容等について確認する場合があります。**

既往症や通院歴等がある場合

アフラックでは、被保険者の健康状態等に応じて、次のいずれかの対応を行います。

- 申込内容のとおりにお引き受け
- 「特別条件特則」を付加することで条件付でお引き受け
- 「特別保険料率に関する特則」を付加することで保険料を割り増ししてお引き受け
- 一部保障のみをお断り
- お申し込みをお断り

※被保険者が満20歳未満の場合、「特別保険料率に関する特則」は付加できません。

※「特別条件特則」や「特別保険料率に関する特則」が付加されたご契約をお引き受けする場合、お申込後にアフラックからお手続きのご案内をお送りし、お申し込みのご意向を確認させていただきます。



「告知義務違反」がある場合、ご契約を解除することがあります。

「告知義務違反」として保険契約を解除 することがあるケース

- **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合で、責任開始日から2年以内のとき**
- **責任開始日から2年を経過していても、給付金等の支払事由が2年以内に生じていた場合**

上記の場合、給付金等の支払事由が生じていても、原則としてお支払いできません。また、保険料のお払い込みを免除する事由が生じていても、原則としてお払い込みを免除することはできません。なお、解除の際に払戻金があれば契約者にお支払いします。

上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、「告知義務違反」による解除に関する所定の期間(2年以内)に関係なく、詐欺行為による取り消し等により、給付金等をお支払いできない場合があります。この場合、すでに払い込まれた保険料は返金しません。

用語

- 「解除」とは 保険期間の途中でご契約を消滅させること

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

保障の開始

04 申込日が保障の開始ではありません。

ご契約上の保障を開始する時期(日)を「責任開始期(日)」といいます。

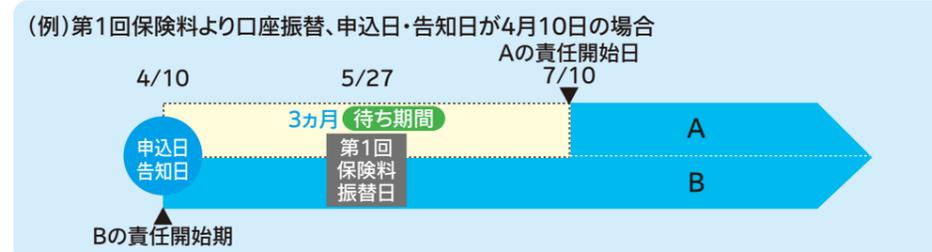
<三大疾病一時金特約> <三大疾病保険料払込免除特約>のがん(悪性新生物)の保障、<女性特定手術特約>の乳房に関する保障には、「責任開始期(日)」までの**待ち期間**があります。アフラックがご契約をお引き受けした場合の「責任開始期(日)」は、次のとおりです。

A	待ち期間 がある	<ul style="list-style-type: none"> ・<三大疾病一時金特約> <三大疾病保険料払込免除特約>のがん(悪性新生物)の保障 ・<女性特定手術特約>の乳房に関する保障
B	待ち期間 がない	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の保障

1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合

責任開始期(日)

- Aの保障：「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日からその日を含めて**3ヵ月を経過した日の翌日**
- Bの保障：「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日

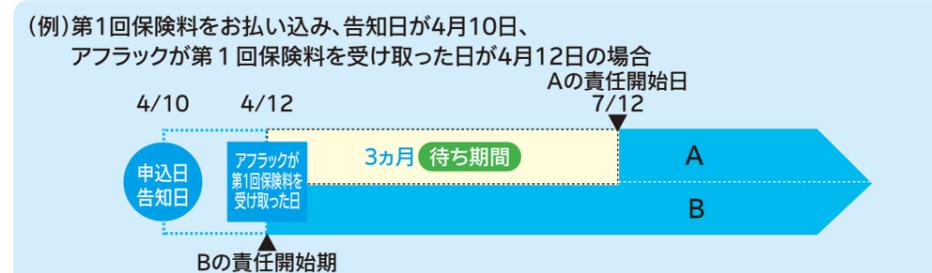


※「申込日」とは、アフラックが申込書を受領した日をいいます。

2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

責任開始期(日)

- Aの保障：「告知日」または「アフラックが第1回保険料を受け取った日」のいずれか遅い日からその日を含めて**3ヵ月を経過した日の翌日**
- Bの保障：「告知日」または「アフラックが第1回保険料を受け取った日」のいずれか遅い日



◀補足▶

担当者(生命保険募集人)には、保険契約の締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します(担当者は、お客さまとアフラックの保険契約締結の媒介を行います)。

クーリング・オフ制度

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって

03 所定の期間内であれば、お申し込みの撤回または解除ができます。

- 契約者(ご契約を申し込まれる方)は、次の**いずれかの日からその日を含めて8日以内(郵便の場合、8日以内の消印有効)**であれば、申し込まれたご契約の**撤回** **用語** またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。(クーリング・オフ制度)

1. 「責任開始期に関する特約」を付加した場合
「申込日」または「告知日」のいずれか遅い日
2. 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合
「申込日」または「アフラックが第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます)を受け取った日」のいずれか遅い日

- お申し込みの撤回等をした場合には、お払い込みいただいた金額をお返します。

【お申し込みの撤回等の方法】

上記の期間内にアフラックホームページから撤回等のお申し出を送信していただくか、またはアフラックあてに郵便により文書を送付してください。

- アフラックホームページよりお申し込みの撤回等をする場合

以下のURLにアクセスし、必要項目を入力のうえ、送信してください。

アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/form/mail/index.php>

こちらから
アクセス

- 郵便によりお申し込みの撤回等をする場合

※はがき等の書面に下記の<記入項目>をもれなく記載してください。書式は自由です。

<記入項目>

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ① 記入日 | ⑤ 契約者の住所・電話番号 |
| ② 撤回等の理由および撤回等をした意思 | ⑥ 被保険者名 |
| ③ 契約者の自署・フリガナ | ⑦ 保険種類(特約中途付加の場合は特約種類) |
| ④ 契約者の生年月日 | ⑧ 証券番号(不明の場合は未記入でも可) |

※契約者が未成年の場合は、上記に加え、親権者の署名が必要です。

<郵送先>

〒182-8008 日本郵便株式会社 調布郵便局 私書箱第50号
アフラック 契約部 撤回担当行



次の場合には、
お申し込みの撤回等ができません。

すでに契約したご契約の内容を変更する場合

用語

- 「撤回」とは
ご契約のお申込後に、申込者をご契約のお申し込みを取り下げること

▶▶参照 **しおり** 保険料のお払込について▶▶参照 **しおり** お支払いできない場合について

07 保険料のお払い込みがない場合、ご契約が無効または失効することがあります。

ご契約の無効および失効

保険料のお払い込みには一定の猶予期間があります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料について

- 第1回保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、**ご契約は無効となります。**
- 第1回保険料のお払い込みがなかったためご契約が無効となった場合、同一の被保険者について今後新たにご契約される際、「責任開始期に関する特約」を付加しただけなくなることがあります(第1回保険料をお払い込みいただく前に解約された場合も同様です)。

第2回以後の保険料について

- 「責任開始期に関する特約」の付加の有無にかかわらず、第2回以後の保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、**ご契約は失効となります。**

▶▶くわしくは **しおり** 保険料払込の猶予期間とご契約の無効および失効 をご確認ください。

ご契約の復活

- 失効したご契約でも、失効した日から1年以内であれば、**ご契約の復活を請求できます。**この場合、告知と必要な保険料のお払い込みを行っていただきます。ただし、解約払戻金を請求した場合や、健康状態等によってはご契約の復活はできません。
- 「責任開始期に関する特約」を付加した場合で、第1回保険料のお払い込みがなかったためにご契約が無効となったときは、ご契約の復活のお取り扱いはありません。
- ご契約の復活をアフラックが承諾した場合には、告知日またはアフラックが必要な保険料を受け取った日のいずれか遅い日から、ご契約上の保障が開始されます(ただし、待ち期間(3ヵ月)のある保障で、待ち期間中に復活の手続きが完了した場合は、待ち期間後の保障が始まる日(責任開始日)から保障が開始します)。なお、復活の際も **02 告知義務** [P.34] の内容が適用されますのでご注意ください。

▶▶くわしくは **しおり** ご契約の復活 をご確認ください。

▶▶参照 **しおり** お支払いできない場合について

05 お支払いできない場合 給付金等をお支払いできないことがあります。

- **責任開始期(日)より前**に発病した病気や、**責任開始期(日)より前**に発生した不慮の事故を原因とする場合
 - 告知内容が事実と相違し、**告知義務違反によりご契約が解除**された場合
 - 保険料のお払い込みがなかったため、**ご契約が失効** **用語** している場合
 - **保険契約に関する詐欺行為**によりご契約が取り消しとなった場合や、給付金等の**不法取得目的**によりご契約が無効となった場合
 - **給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき**や、契約者、被保険者または給付金等の受取人が、**暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当**すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合
 - **免責事由に該当**した場合
 (例) 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で他覚症状のないもの
- 上記以外にも、給付金等をお支払いできないことがあります。
 ▶▶くわしくは **契約概要** [P.17~24] の他、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

▶▶参照 **しおり** ご契約後について

06 支払事由が生じた場合、支払われる可能性がある場合はご連絡ください。

- 給付金等は、受取人からのご請求に応じてお支払いします。給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、**お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、以下の方法でお問い合わせください。**

インターネットの場合		お電話の場合
アフラックホームページ キーワードで検索 アフラック 給付金 検索		アフラック 保険金コンタクトセンター 0120-555-877 <small>通話料無料</small> <オペレーターによる受付> 受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00 <24時間自動音声応答サービス 給付金のご請求手続き> 年中無休(24時間受付)
原則24時間いつでも、以下のサービスをご利用いただけます。 請求書類のお取り寄せ <small>パソコン スマートフォン</small> 請求書類のダウンロード <small>パソコン</small> 給付金デジタル請求サービス <small>パソコン スマートフォン</small>	こちらからアクセス  請求書類を郵送にてお取り寄せいただけます。 パソコンサイトでは一部の請求書類をダウンロードしていただけます。 インターネット上で給付金請求手続きを完結できるサービスです。 ※ご利用には所定の条件があります。	● 指定受取人ががんの告知を受けていない等の特別な事情がある場合には、個別のご相談を承っています。

- 支払事由が生じた場合、契約内容によっては、**複数の支払事由に該当することがあります。**ご不明な点がある場合は上記窓口までご連絡ください。
- 支払事由については **契約概要** [P.17~24] の他、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 給付金等の受取人が給付金等を請求できない特別な事情がある場合、あらかじめ指定された方(指定代理請求人)が給付金等の受取人に代わって請求できます。
 ▶▶くわしくは **しおり** 「指定代理請求特約」についてをご確認ください。

補足
契約者の住所等を変更された場合は、必ずご連絡ください。お手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができない場合があります。

用語

- 「失効」とは
 保険料のお払い込みの猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われること(保障がない状態となるため、この期間に支払事由が生じた場合、給付金等は支払われない)

解約と解約払戻金

▶▶参照 **しおり** ご契約後について08 解約払戻金の有無は
保険種類等によって異なります。

- 保険種類等によって解約払戻金があるタイプやないタイプ、または削減されているタイプがあります。
 - 生命保険は預貯金等とは異なり、お払い込みいただいた保険料の一部が給付金等のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な費用等にあてられます。したがって解約すると、解約払戻金は多くの場合、まったくないか、あっても払込保険料の合計額よりも少ない金額になります。
 - 解約払戻金額は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によっても異なりますが、特にご契約後、短期間で解約されたときの解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。この保険の解約払戻金については **契約概要 P.25** をご確認ください。
 - ご契約を解約すると、それに付加された特約・特則も同時に解約となります。
 - 解約払戻金のお支払いには契約者からのご請求が必要です。
- ▶▶くわしくは **しおり** 解約と解約払戻金について をご確認ください。

新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直し

▶▶参照 **しおり** お申込にあたって09 乗り換えや見直しは、契約者にとって
不利益となることがあります。

「新たな保険契約への乗り換え」により不利益となること

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みを検討されている場合は、一般的に次の点について、契約者にとって不利益となりますのでご注意ください。

- 多くの場合、解約払戻金は払込保険料の合計額に比べて少ない金額になります。特に、ご契約の後、短期間で解約された場合の解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間のご契約の継続を条件に発生する **配当の請求権等を失う場合があります。**
 - 新たな保険契約の責任開始日を起算日として、「**告知義務違反**」による解除の規定が適用されます。また、詐欺によるご契約の取り消しの規定等についても、新たな保険契約の締結に際しての **詐欺行為等が適用の対象となります。**
- ▶▶くわしくは **02 告知義務 P.34** をご確認ください。

※ 契約内容の見直し方法には、特約の中途付加、追加契約等があります。利用する方法によって **取扱条件が異なり、ご利用いただけない場合があります。**

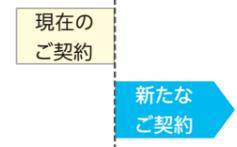
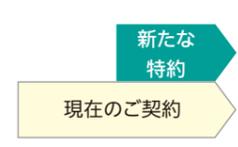
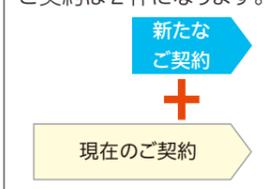


健康状態等によってはお引き受けできません。

新たな保険契約への乗り換えやご契約の見直しをされる場合、あらかじめ告知(または診査)が必要になります。健康状態等によってはお引き受けできない場合があります。

契約内容の見直し方法

10 契約内容を見直す場合、以下の見直し方法があります。

	条件付解約	特約の中途付加	追加契約
特徴	現在のご契約を解約し、新しいご契約にご加入いただくことで、保障内容等を充実させることができます。	現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、保障を充実させることができます。	現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。
しくみ	保険期間を途切れさせることなく、現在のご契約を解約し、新たなご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は1件になります。 	現在のご契約にご希望の特約を付加いただく方法です。 ご契約は1件のままです。 	現在のご契約に追加して、別の新しいご契約にご加入いただく方法です。 ご契約は2件になります。 
現在のご契約	消滅します*1	継続します	継続します
保険料	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により計算します。 ※ 予定利率が現在のご契約より引き下げられ、保険料が引き上げられることがあります。	被保険者の満年齢*2、保険料率*3により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払い込みいただきます。	新しいご契約の契約日における被保険者の満年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払い込みいただきます。

*1 新たなご契約の責任開始期の属する日の前日に解約となります。

また、解約払戻金等があれば契約者へお支払いします(新たなご契約に充当はされません)。

*2 主契約の保険料払込期間が終身払の場合は、中途付加日時における満年齢となります。主契約の保険料払込期間が歳払済の場合は、中途付加日の直前の主契約の年単位の契約応当日時点における満年齢となります(中途付加日が主契約の年単位の契約応当日と一致する場合は中途付加日時における満年齢)。

*3 中途付加日時における保険料率となります。

- いずれの方法をご利用いただく場合もあらかじめ告知が必要になるため、被保険者の **健康状態等によっては、ご利用できない場合があります。**



現在ご契約の医療保険の種類や内容によってはお取り扱いできない場合があります。

各医療保険の見直し方法の詳細については、**アフラックホームページ**をご確認いただくか、**アフラックコールセンター**または**募集代理店**にお問い合わせください。

税金のお取り扱い

▶▶参照 **しおり** その他生命保険に関するお知らせ

11 この商品の保険料は生命保険料控除の対象となります。

保険料について

- 納税する方が契約者(保険料負担者)、受取人が本人(契約者)または配偶者その他の親族(6親等内の血族と3親等内の姻族)であるご契約が、生命保険料控除の対象となります。生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」に分けられます。この商品の主契約の保険料は、「健康祝金特則」を付加しない場合「介護医療保険料控除」、「健康祝金特則」を付加した場合「一般生命保険料控除」の対象となります。特約の保険料は、「介護医療保険料控除」の対象となります。

各給付金について

- 被保険者が給付金等を受け取る場合、非課税となります。なお、健康祝金の受取人は契約者となり、所得税(一時所得)の対象となります。

※2022年1月現在の税制に基づき記載しており、今後変更される可能性があります。
実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

ご契約後のお問い合わせ・お手続きの窓口

12 ご契約後のお問い合わせ・お手続き等は、アフラックおよび三菱UFJ銀行にて承ります。

- 三菱UFJ銀行では、三菱UFJ銀行が保険募集を行った保険契約に関して、お客さまからのご照会・お問い合わせ等に対応します。なお、お問い合わせいただく内容によっては、アフラックが、三菱UFJ銀行より連絡を受け対応させていただく場合があります。また、給付金等の請求手続きや各種手続方法のご照会等について、アフラックにて対応させていただく場合があります。

お申し込みのお手続き等での留意事項

13 ご契約をお引き受けできない場合は、アフラックよりお客さまにご連絡します。

- 申込書・告知書等は、内容を十分お確かめのうえ、各欄の記入者が必ずご自身でご記入ください。
- ご契約をお引き受けしますと、「保険証券」等を契約者にお送りします。お申し込みの内容等と相違していないかどうかご確認ください。
- 健康状態等によりご契約をお引き受けできない場合は、アフラックよりお客さまにご連絡します。
- 第1回保険料に相当する金額をお払い込みいただく際には、アフラック所定の振込依頼書の控えをお受け取りください。アフラックからは領収証を発行しませんので振込依頼書の控えは大切に保管してください。
- お客さまがアフラックの保険販売資格をもつ募集人の登録状況・権限等に関して確認をご要望の場合は、アフラックコールセンターまでご連絡ください。

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合 ▶▶参照 **しおり** その他生命保険に関するお知らせ

14 アフラックは「生命保険契約者保護機構」の会員会社です。

- 保険会社の業務または財産状況の変化により、契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。
- 会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、契約時の給付金額等が削減されることがあります。

▶▶くわしくは **しおり** 「生命保険契約者保護機構」について をご確認ください。

生命保険契約者保護機構

☎ 03-3286-2820 **受付時間** [月曜日～金曜日] 9:00～12:00、13:00～17:00
※祝日・年末年始を除きます。
ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

相談・照会・苦情の窓口

15 お客さまの相談・照会・苦情をお受けします。

- 保険に関する相談・照会・苦情等がある場合は、下記のアフラックコールセンターにご連絡ください。

アフラックコールセンター

☎ 0120-555-027 **受付時間** 9:00～17:00
月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)

- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。
- 生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。
- この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

一般社団法人 生命保険協会

ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>

個人情報の取り扱い(保険契約者および被保険者の皆さまへ)

プライバシーポリシー

アフラックは「個人情報の取り扱いについて」と題するプライバシーポリシーを策定し、これに基づいて業務を行っています。その内容は、アフラックホームページにてご確認ください。

ご契約者様専用サイト

アフラックでは、ご契約後のお客さまのために、「アフラック よりそうネット」を用意しております。「アフラック よりそうネット」では、契約内容のご確認や各種お手続きを行えます。ぜひご利用ください。

ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」のご登録で、
便利なサービスをご利用いただけます

ご契約者様専用サイト



ご登録者さま限定
ご利用いただけるサービスの一例

オンライン医療相談サービス
提供元: (株)メディカルノート

ご登録はとってもカンタン!
まずは下記より登録ページへアクセスし、
ご登録ください。

かんたんアフラック 検索

スマホは
こちらから



あなたの病気や身体についての疑問やお悩みに
プロの医療チームがオンラインでお応えします! 月10回まで
相談無料

※本サービスは、診断その他の医療行為を
提供するものではありません。

Web約款について

「Web約款」とは、アフラックのホームページ上でご覧いただける「ご契約のしおり・約款」です。保険商品の契約内容をご確認いただく方法として、冊子の「ご契約のしおり・約款」とインターネットを利用してご覧いただく「ご契約のしおり・約款(Web約款)」があります。アフラックでは、お客さまの利便性向上のため、「Web約款」をおすすめしています。

「Web約款」の特長

- ① アフラックのホームページ上でいつでも閲覧できるので、保管不要です。
- ② 文字を拡大して閲覧できます。
- ③ キーワード検索により確認したい箇所を簡単に検索できます。
- ④ ご利用の端末に保存することも、印刷することもできます。

「Web約款」の閲覧方法

次の①②③④の手順で閲覧できます。

- ① インターネットでアフラックのホームページにアクセス
アフラックホームページ <https://www.aflac.co.jp/>
- ② トップページ「Web 約款」ご契約のしおり・約款をクリックし、掲載ページへ移動
- ③ Web約款ページの「金融機関代理店でお申し込みいただいたお客様はこちらをご覧ください」を選択
- ④ 「商品名」から該当の「Web約款」を選択

右記より、医療保険 EVER Primeの
Web約款のページにアクセスすることが可能です。



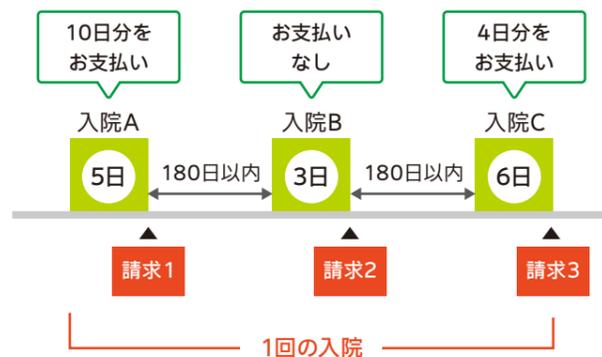
冊子の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合

申込書上の「ご契約のしおり・約款」の冊子希望欄の「はい」に○を付けてください。

[Q&A]いろいろな疑問にお答えします。

Q1 病気で入院をした際に、1度退院して、また入院をしました。入院給付金は、どのように受け取れますか。

A1 前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院は、同一の病気であるか否かにかかわらず、「1回の入院」とみなされ、疾病入院給付金は以下のようにお支払いします。



- 請求1 10日分の入院給付金をお支払いします。
- 請求2 請求2時点での通算入院日数は8日間です。請求1で10日分の入院給付金をお支払いしているため、お支払いしません。
- 請求3 請求3時点での通算入院日数は14日間です。請求1で10日分の入院給付金をお支払いしているため、4日分をお支払いします。

※女性疾病入院給付金には10日分の一律支払いはありません。
女性疾病入院給付金の支払事由や「1回の入院」について、くわしくは [契約概要 P.11~32](#)
[注意喚起情報 P.33~42](#) をご確認ください。

Q2 女性疾病入院給付金の対象となる女性特定疾病にはどのような病気が該当しますか？

A2 以下の病気が該当します。

女性特有の病気	切迫流産・妊娠悪阻・卵巣機能障害・子宮体がん・子宮頸部の上皮内新生物・子宮の良性新生物 等
女性がかかりやすい病気	乳がん・関節リウマチ・甲状腺機能低下症・貧血・腎盂腎炎・膀胱炎・下肢静脈瘤・パセドウ病 等
すべてのがん・上皮内新生物	

- 正常分娩や美容上の処置等はお支払いの対象外となります。
- 女性疾病入院給付金の対象となる疾病については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Q3 病気で入院した後、外来で手術をしました。通院給付金の支払対象期間はどのようになりますか。

A3 「入院」・「手術」・「放射線治療」を2回以上した場合で、疾病通院期間が重複するときは、重複したすべての疾病通院期間の初日から最終日までの期間が通院給付金の支払対象期間となります。



参考 複数回入院をした場合で、それらの入院が「1回の入院」とみなされるときの疾病（災害）通院期間

主契約で「1回の入院」とみなされる場合、退院後の通院期間は最終の入院の退院日の翌日から起算します（最初の入院時点で10日分の入院給付金が支払われたことにより、2回目以降の入院で入院給付金の支払いがされない場合を含みます）。



Q4 就労所得保障一時金の支払対象となる「就労困難状態A」とはどのような状態ですか？

A4 就労困難状態Aとは以下のとおりです。

お支払いの対象となる「就労困難状態A」とは、被保険者が病気またはケガ等により、以下の①入院や②在宅療養(a)(b)(c)いずれかに該当する状態をいいます。被保険者が「就労困難状態A」に該当したか否かはアフラック所定の診断書等を用いて医師が証明した内容を確認して判断します。それまでに従事していた仕事ができるかどうかで判断するものではありません。

①入院	医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること
②在宅療養	<p>(a) 医師による治療が継続しており、かつ日本国内にある自宅等(障害者支援施設等を含みます)で、医師の医学管理下において計画的な治療に専念し、自宅等からの外出が困難な状態</p> <p>⚠ 病院への通院等必要最低限の外出を除き、医師により活動範囲が自宅等に制限されている状態となります。それまで従事していた仕事ができなくても、医師による治療が終了している場合や医学的にみて自宅等からの外出が可能である場合には、お支払いの対象になりません。</p> <p>(b) 所定の特定障害状態に該当した状態 ※特定障害状態とは、国民年金法で定める障害等級1級または2級に相当する状態としてアフラックが定めた状態をいいます。</p> <p>(c) 国民年金法で定める障害等級1級または2級に認定された状態</p>

※精神障害や妊娠・出産等を原因とする場合を除きます。

⚠ お支払いできない例

男性 53歳(受傷時) 職業:会社員(営業)



転倒により右足を骨折し、30日間入院。退院後も、ギプスで右足を固定しており、受傷後60日を超えてもギプスが外れず、営業の仕事に復帰できませんでしたが、しかし松葉杖を使えば外出でき、通院以外の目的でも日常的に外出が可能な状態でした。

上記の例における退院後の期間は、「就労困難状態A」には該当しないため、お支払いの対象にはなりません。

Q5 精神疾患保障一時金の支払対象となる「就労困難状態B」とはどのような状態ですか？

A5 就労困難状態Bとは以下のとおりです。

お支払いの対象となる「就労困難状態B」とは、被保険者が所定の精神疾患により、以下の①②③いずれかに該当する状態をいいます。被保険者が「就労困難状態B」に該当したか否かはアフラック所定の診断書等を用いて医師が証明した内容を確認して判断します。それまでに従事していた仕事ができるかどうかで判断するものではありません。

- ①入院
医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、約款に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること
- ②国民年金法で定める障害等級1級または2級に認定された状態
- ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める障害等級1級または2級に認定された状態

Q6 乳幼児医療費助成制度とは、どのような制度ですか？

A6 以下をご確認ください。

乳幼児医療費助成制度とは、お子さま(乳幼児)が医療機関で治療等を受けた際に、その費用の一部または全額が地方自治体から助成される制度のことです。制度の名称、助成内容は地方自治体によって異なりますので、くわしくはお住まいの地方自治体にお問い合わせください。

Q7 保険料の前納払とは、どのような仕組みですか？

A7 「前納払」とは、契約時にまとめて保険料をお払い込みいただくお取り扱いです。

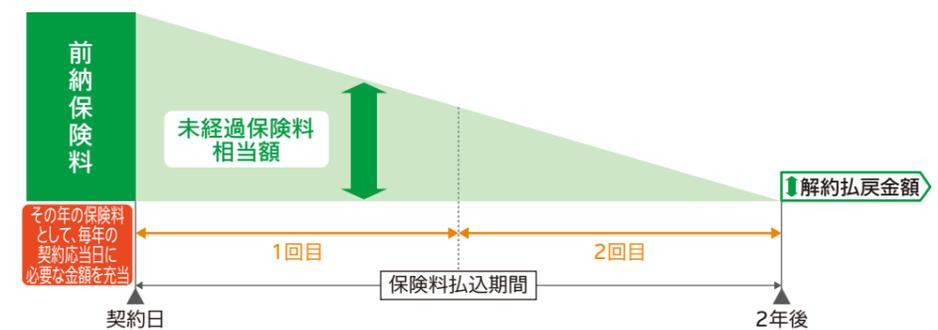
前納保険料にはアフラック所定の前納割引率が適用されるため、年払保険料の払込総額に比べ、保険料負担が小さくなります。前納保険料は、払い込んだ時点で全額を保険料として充当するのではなく、毎年の契約応当日に必要な金額をその年の保険料として充当し、残りの部分は未経過保険料として各々の充当すべき期日までアフラックがお預かりします。

保険料払込期間中に解約された場合、保険料として充当しない金額(未経過保険料)をお返しします。また、月単位の未経過期間に対応する保険料相当額もあわせてお支払いします。保険料払込期間とその期間中の保険料のお払い込みがともに完了した後に解約された場合は、入院給付金日額の10倍と同額の解約払戻金をお支払いします。

※特約には、解約払戻金はありません。

※更新のある特約を付加する場合、主契約の保険料払込期間満了後も保険料のお払い込みが必要となります。

<イメージ図> 保険料払込期間2年払済の場合



<契約者に万一のことがあった場合について>

契約者と被保険者が同一の場合：保険料払込期間中に契約者が死亡した場合、未経過保険料等がある場合はお返しします。保険料払込期間とその期間中の保険料のお払い込みがともに完了した後に死亡した場合は、入院給付金日額の10倍と同額の払戻金をお支払いします。このとき、払戻金や未経過保険料等は、相続財産として相続税の評価額の対象となります。(払戻金や未経過保険料等は、みなし相続財産に該当しないため、非課税の適用はありません。)

契約者と被保険者が別人の場合：契約者としての権利を相続(被保険者に名義変更)することで、被保険者の保障は一生継続します。保険料払込期間中に契約者が死亡した場合は未経過保険料相当額等が、保険料払込期間満了後に契約者が死亡した場合は解約払戻金相当額が相続財産としての評価額の対象となります。

※2022年2月現在の税制に基づき記載しており、今後変更される可能性があります。実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

